平成28年第3回八千代町議会定例会会議録(第3号)平成28年9月12日(月曜日)午前9時02分開議

本日の出席議員

議長 (9番)	大久保	民 武君	副議長	(2番)	国府田	利明君
1番	増田	光利君		3番	大里	岳史君
5番	大久保			6番	上野	政男君
7番	中山	勝三君		8番	生井	和巳君
10番	水垣	正弘君		11番	小島	由久君
12番	宮本	直志君		13番	大久保	以敏夫君
14番	湯本	直君				

本日の欠席議員

4番 廣瀬 賢一君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	高橋 昇君
会計管理者	秋葉三佐男君	秘書課長	谷中 聰君
総務課長	鈴木 一男君	企画財政課長	野村 勇君
税 務 課 長	相田 敏美君	町民課長	塚原 勝美君
福祉保健課長	青木 喜栄君	生活環境課長	内山 博君
産業振興課長	渡辺 孝志君	都市建設課長	生井 俊一君
上下水道課長	柴森 米光君	農業委員会事務局長	高野 実君
教 育 次 長 兼 学校教育課長	鈴木 忠君	公 民 館 長 兼 生涯学習課長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総 参 事	生井 好雄君
企画財政課参 事	中村 弘君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 補 佐 小林 由実

主 幹 田神 宏道

議長(大久保 武君) 引き続きご参集くださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

議事日程(第3号)

平成28年9月12日(月)午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

日程第2 休会の件

議長(大久保 武君) 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画などの 撮影及び録音などにつきましては禁止されておりますので、ご注意申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願い申し上げます。 また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご 了承願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長(大久保 武君) 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

ここで、増田議員より事前に参考資料の配付要請がありましたので、これを許可いた します。職員にそれを配付させます。

(職員配付)

(1番 増田光利君登壇)

1番(増田光利君) 改めまして、おはようございます。1番、増田光利です。議長の 許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問いたします。

その前に、常総市における亡くなられた方に対して哀悼の意を表しますとともに、被 災された方の生活が一日でも早く戻られることをお祈りしたいと思います。

3点ほど取り上げたいと思います。

初めに、八千代町立図書館の図書資料費について質問します。1項目の図書資料費の増額提案について申し上げます。お手元に配付した資料は、八千代町の図書館運営の実態がどのようになっているのかを茨城県西自治体の過去5年間の図書資料費の観点から調査したものです。資料一覧表の八千代町の欄を経過年ごとに見ますと、資料費額は対前年度比を含めた平均額で見ますと、増額傾向にあり、順調に伸びていることがわかります。資料額ベースを八千代町と他の自治体等を比較した場合では、市単位自治体に及びません。これは財政差がありますから当然なのですけれども、しかし人口1人当たり金額で申し上げますと、結城市に次いで第2位になっております。

そこで、結論を申し上げますと、人口1人当たり資料額を県西自治体の中で1位になるように計画する提案をしたいと思います。1位にするために、一気に増額することは難しいと思われます。表を見てもおわかりのように、2014年度に対前年度比137.6%の思い切った増額計上をしていることです。さらに、2015年度は74.2%で、ちょっと減額されていますが、2016年度再び148.5%となっています。このことを考えますと、継続して同じように計上することは難しいとは思いますけれども、着実に計画すれば実現不可能なことではありません。人口1人当たりの結城市との差は100円弱です。目標とするに値する提案だと思います。ただ、1位にすることだけを考えているわけではありません。

では、1位にする理由は何かを申し上げたいと思います。1つには、八千代町第5次総合計画の中で、第2節、生きがいのある文化的なまちづくりの基本方針として、公民館・図書館が町民の社会教育、地域づくりの拠点として中心的な役割を果たし、文化の

薫りが高い地域づくりに貢献するとしています。私が主張したいのは、そのためにまず 教育文化の町として特色あるまちづくりをすることにより、若い人たちに魅力あるまち づくりをアピールすることで、町外からの移住者促進や若い人たちの定住化促進のきっ かけになればと考えるからです。少子化対策に特効薬はないと思います。政策を一つ一 つ具体的に積み上げて、町民に信頼してもらう必要があると思います。その一環として、 図書資料費の充実が提案する理由であります。

また、八千代町図書館は、近隣市町村に先立ち設立され、文化施設としてのオピニオンリーダーとしての役割を担ってきた歴史があります。それとともに、今まで以上に文化的拠点として八千代図書館を位置づけ、住民と協働することでさらに発展させる必要があるからです。

そこで、生涯学習課長に伺います。今後、図書資料費の増額について、具体的にどのように計画されているのか質問します。

続いて、小中学生に対する読書活動の推進について教育長にお伺いします。八千代町教育基本方針の中における八千代町子ども読書活動推進計画では、県推進事業、「みんなにすすめたい一冊の本」に参加し、八千代町の小学生4・5・6年生では、年間50冊以上の読破を達成した子が100%、その他の成果を含めた結果が県内トップの成績であると教育長の報告にあります。このことはSNSなど情報通信技術の進歩による活字離れが言われて久しい中で、この間の教育長、教育委員会を初め学校関係者、図書館関係者の努力に対し高く評価されてよいと思います。小中学生の読書習慣の確立は、今後の重要な教育目標と考えます。今後、この活動は継続発展させることが望ましいと考えます。どのように取り組まれるのか、具体的な方針について伺います。

また、教育委員会のさきの報告では、経年的に最新の活動記録がホームページで更新 されていないようですが、現在の活動状況はどのようになっているのか、学校教育課長 に伺います。

続いて、2つ目の項目の小学校英語活動の充実について伺います。小学校英語教育については、2020年度より小学校5・6学年の教科として導入されることになりました。27年6月制定の八千代町教育大綱では、小学第1学年から第4学年の全学年においてALTを3人体制で配備し、低学年から外国の音声や基本的な表現、コミュニケーション能力の素地を養うとしていますが、外国語の習得については、保護者にとっても今後どのように対応したらよいのか、不安に感じている方も多いと思います。教育格差が言わ

れている中で、さらに外国語の習得でも格差拡大が予想されます。準備期間の現在、教育委員会としては具体的にどのように計画されているのか、教育長に伺います。

最後の項目になりますが、生活困窮者自立支援制度における学習支援事業について伺います。現在、教育格差が社会問題化しています。特に母子家庭や生活困窮者世帯における親から子どもへの貧困の連鎖が問題になっています。八千代町ではこういった世帯の実態についてどのように把握しているのか、福祉保健課長に伺います。

また、それらを防ぐため、自治体が実施している学習支援事業が平成27年4月に始まった生活困窮者自立支援制度で、都道府県や市など福祉事務所がある自治体が任意で実施することになっています。しかし、本年3月の新聞報道では、学習支援事業について、自治体の45%が実施を予定していないことが報道されました。実施しない理由では、実施するための人員が確保できない、財源が確保できない等が指摘されています。これは生活保護受給世帯を対象に、国が全額負担した事業費が、国と折半になったことが自治体財政に大きく影響していると指摘されています。

そこで、現在八千代町では、この学習支援事業に対し、どのような取り組みをしているのか伺います。

また、今後八千代町での教育に力を入れるには避けて通れない課題になると考えます。 どのように取り組まれるのか、町長にお伺いします。

以上で質問を終わります。

議長(大久保 武君) 生涯学習課長。

(公民館長兼生涯学習課長 青木和男君登壇)

公民館長兼生涯学習課長(青木和男君) 1番、増田光利議員の通告による一般質問に お答えいたします。

ご質問は、図書資料費の増額提案についてということでございますが、図書館におきましては、さまざまな分野の資料をそろえ、利用者の皆様に提供していかなければなりませんので、利用者拡大の面からも、財政状況が厳しい中ではありますが、引き続き図書資料の整備に努めてまいります。

次に、小中学生に対する読書活動の推進についてということでございますが、読書活動を推進するため、巡回図書事業としまして、平成17年度から各小学校に図書200冊ずつ5回、年1,000冊を貸し出し、平成22年度からは各中学校に250冊ずつ2回、年500冊を貸し出しをしております。

また、子ども図書館司書体験事業ということで、平成24年度から夏休みにおきまして、 小学4年生から6年生を対象に10名程度募集しまして、2日間実施しております。多く の児童がさらなる図書館の有効利用を目指して、司書体験を通して日常的に利用してい る図書館について学び、より本に対しての関心を高めるとともに、公共性・情報伝達・ サービスの大切さに気づいてもらうことを目的に実施しております。

さらに、学校図書館支援事業ということで、平成24年度からは、県立図書館と町立図書館が連携いたしまして、子どもたちが学校や家庭で読書に親しむ機会及び学校図書館活動の充実を図るため、学校図書館ボランティアの協力を得まして、子どもたちが集う魅力ある学校図書館づくりを支援しており、平成26年度からは町立図書館が主体となり、各学校からの要望を受けまして、学校の図書室環境整備への支援や出前講座での本の読み聞かせ、クイズ形式での図書館利用方法の説明など、子どもたちに図書館や読書に興味を持ってもらうための活動を実施しているところでございます。今後とも推進事業のさらなる充実を図り、町民の皆様に親しまれる図書館を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

議長(大久保 武君) 学校教育課長。

(教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇)

教育次長兼学校教育課長(鈴木 忠君) 1番、増田光利議員の通告による一般質問に お答えいたします。

当町における小学校英語活動につきましては、平成12年度から英語指導助手、ALT 1名による学校訪問を開始し、平成17年度には小学校専任のALT 1名をさらに増員して、中学校だけでなく、小学校でも教員とのチームティーチングによる積極的な活動を行ってございます。児童とともに楽しめる外国語活動を目指して充実を図っているわけでございます。さらに、平成23年度には、小学校外国語活動完全実施に伴いまして、ALTをさらに1名増員しまして、小学校での時間数をふやし、1・2年生で年間12時間、3・4年生で18時間、5・6年生で35時間と、国の指定する5・6年生だけでなく、小学1年生からの実施を早くから進め、外国語活動の充実を図ってきてございます。

また、小学校の外国語活動を充実させるために、小学校英語活動推進計画に基づきまして、小学校英語活動推進委員会を設置し、「低学年では英語で遊ぶ」、「中学年では英語を楽しむ」、「高学年では英語になれる」の活動を狙いとしまして、教育委員会と各小学校、ALTの連携を強化しまして、外国語活動の推進を図ってございます。具体的には

児童生徒一人一人の学びを充実させるために小学校教員英語活動研修を実施しまして、 発音力や授業展開の実技・演習による教員の指導力向上を図っております。さらには、 ALTとのミーティングを毎月実施し、各学校での英語授業の充実を図っております。 今後につきましても、小学校英語活動推進委員会を中心としまして、小学校英語活動の 充実を図ってまいりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

なお、教育委員会のホームページにつきましても、今後充実を図ってまいりますので、 議員のご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 青木喜栄君登壇)

福祉保健課長(青木喜栄君) 1番、増田光利議員の通告によります一般質問にお答えいたします。

私への質問は、大きい3番、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業について、(1)、 八千代町における学習支援事業の取り組みについてでございますが、本制度は生活困窮 者に対します包括的支援制度といたしまして、これまで生活保護制度だけでは対応でき なかった生活困窮者に対する支援を目的としまして、議員おっしゃるとおり、平成27年 4月に施行された制度でございます。

本制度の内容といたしましては、必須事業としまして、自立相談支援事業及び住居確保給付金の給付事業の2事業がございます。また、任意事業としまして、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業の4事業がございます。

事業の実施主体は、福祉事務所設置自治体となるため、本町の場合は本町を所轄します茨城県県西県民センターが実施主体となり、本町は県西県民センターへの協力が求められることになります。

当町においては、本制度の施行に当たり、地域住民と密接にかかわる民生委員・児童委員を対象に、県西県民センターの職員を講師に招き、制度の内容等について研修を行ってございます。

本制度の中でも、特に議員ご質問の学習支援事業については、県の福祉指導課が直接業務委託を行い、県西県民センター管内の八千代町、境町、五霞町の小学4年生から中学3年生を対象に、今年8月から毎週1回の日程で境町の施設で実施されているところでございますけれども、現在八千代町からの利用者はいない状況でございます。

また、対象者となります児童生徒の数につきましては、貧困家庭の基準が難しく、把握できない状況ではありますが、町の就学援助費を受けております要保護、準要保護児童生徒数は9月現在で129名でございます。したがいまして、目安といたしましては、この要保護、準要保護の児童生徒が事業の対象者ということで想定されるところでございます。

次に、(2)、今後の学習支援事業はどのように対応する計画かについてでございますが、本事業は県が実施主体となることから、町の役割としまして、民生委員・児童委員や町社会福祉協議会、教育委員会等と情報の共有を図りながら、生活困窮者の早期発見、把握に努めるとともに、県と連携をとりながら、早期の支援を行い、貧困の連鎖の防止を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 教育長。

(教育長 高橋 昇君登壇)

教育長(高橋 昇君) 1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

図書資料費についてでございますが、先ほど課長から話ありましたように、現在まで のところ比較的恵まれていると思います。

巡回図書については、小学校は年間1,000冊、できるだけ新しい本ということでございます。中学校には500冊と貸し出しをしております。おかげさまで4年生から6年生は8年連続、平成20年度から100%ということでございます。300冊以上も3年間で読む生徒が70名近くおります。また、これからの学校教育では、活字文化というのですか、映像文化よりも活字文化を活用しながら子どもたちの成長に寄与していきたいと思います。議員各位のご理解をいただきたいと思います。

また、英語教育につきましては、できるだけ低学年から、最初から大事ということで、 音楽とか英語の発音等は小さいうちのほうが本当に本物が聞こえるということなので、 その面を全面的に活用しながらやっていきたいと。

以上でございます。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。 生活困窮者自立支援制度の学習支援事業につきましては、生まれ育った環境で将来が 左右される事態はあってはならないことや、貧困の連鎖を防止する上で大変重要な事業であると認識しております。本事業は、福祉事務所を設置する自治体が実施することになっているため、本町を管轄する県西県民センターや県福祉指導課と連携を密にとりながら、対象者の支援を図ってまいりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

議長(大久保 武君) 再質問ありますか。

1番(増田光利君) ありません。

議長(大久保 武君) 以上で1番、増田光利議員の質問を終わります。

次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番(大久保敏夫君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私における一般質問の内容は、お手元にありますように、3項目でございます。1番、2番につきましては、また同じかよという思いがある方もいるのではないかと、こういうふうに思っております。また、それだけに重要なことでございますので、関係者におかれましては、真摯にまた私の質問に答えていただければありがたいと、このように思います。

私の質問においては、1つは強制わいせつの事件あるいはまた県迷惑防止条例等の案件、加えて個人情報保護法の部分についてのいわば町長の守秘義務違反についてということで今まで申し上げてきましたけれども、今回は守秘義務違反についてお聞きをしたいと。

3つ目におきましては、民生委員・児童委員についての町における活動内容のことについてお話をお聞きできればと思っております。

さて、第1問というか、初めの問題につきましては、強制わいせつ事件につきましては、この事件が告発されて1年半がたっております。そういう流れの中で、警察、検察における中においては、不起訴処分という形もなされました。加えてまた被害者におかれましては、これを不服として検察審査会に先日届け出たというふうに報道されております。この件で私が一番町長にお聞きしたいのは、この強制わいせつ事件が不起訴になったことについての新聞報道の中で、いわば警察、検察に丁寧に説明をしたことがこの

結果なのだろうと、こういうふうなコメントをなされております。しかし、警察の中で出てきた大きな論点の中の一つにありますが、例えば県迷惑防止条例等のいわば三城ゆり子氏の部分におきましては、人を著しく羞恥させるものではなかったと。続いて、人に著しく嫌悪の情を催させるものではないのだと。ということは自分でその行為をやられても、本人そのものが恥ずかしいと、俺は嫌だという思いがなかったのだと、あるいは破廉恥な行為をあのショーの状況下の中で、胸ぐらをあけて中をのぞきながら1万円札を入れる。ケツをなでる、足をなでるという一つのいろんな行為があったというふうにいろんな中で出てくる中で、このことを八千代町を含めた200人の中の方々がそれを破廉恥な行為だというふうに公衆の人たちが感じられなかったから不起訴にしたのだということが警察の記者会見の中で、報道によると述べられております。ということは、八千代町においては胸をさわったり、ケツをなでたり、あるいは胸をあけてやっても、八千代町はオーケーなのだと、ここまでは八千代町はいいのだという理屈が通るのかということを私は今の中で感じているのです。

町長に申し上げたいことは、検察審査会に今回も富山のほうで市会議員のことがありましたけれども、それ以上に芸能人が不起訴になって釈放されたと、そういう事件も起きております。多分に事実を争うことを嫌で、多分に公衆の面前に場合には出なければならないので、示談に応じてなおかつ不起訴ということになったのだろうと私は推測しています。事実はわかりませんよ。しかし、この事件の関係者は裁判も辞さない。あるいはまたこの法廷で同じような動作をされたことを再現することもいとわないで検察審査会に申し出たことの行動は私は大きいものだと、こう思っています。町長にこの件についてご感想をいただきたい。

次に移ります。個人情報保護法について、守秘義務違反について。町長は過日のいわば町報に八千代町の8月の682のナンバー、2016年度の中で、先日出た中で、町長はこう述べているのです。「3月の議会で大久保議員から申し上げたとおりでありまして、私はそのときに初めて知った情報でありまして、個人情報等におかれましては漏らした経緯もございません」と、こう町長は述べられました。私はこの事実について、いわば私が前橋の裁判所に個人の、法人のリース契約の中で未納金があったので、保証人である私に対する弁済を迫られて、前橋の裁判所に訴えられて、私は八千代町に一つの物事が来たのだというふうに先般申し上げました。そのことについて町長は頑として、「役場職員も含め、私も含めて一切この事実については町民や他人に公人としての公務員法に基づ

いて自分自身も含めて一切漏らしたことはないんだ」と、こういうふうに町長は述べられてきました。町長にお聞きしたいことは、3月議会で、これは6月の議会ですから、3月の議会で「大久保議員から言われたので、初めてそのことを知りました」と、こう町長は言っているのです。そのとき初めて知った情報というのは何なのですか。そのとき知った情報というのは何なのか、それをお聞きしたいと思います。

加えてまた、去年の12月、3月、6月として町民の個人情報を他の一般の人間に、あるいはまたいろいろ人間関係ある中で、役場職員以外の者にこのことを私は漏らしたことはありませんということでありますけれども、それに間違いないのか。それをお答えいただきたいと、このように思います。

3つ目、民生委員のことについて申し上げます。課長にも答弁を求めておりますが、確認だけさせていただきますので、私なりに一般的に申し上げます。今、八千代町における1つの63行政区におきましては、地域の管轄に民生委員が48名おります。加えてまた児童支援員という方が3人いて、63行政区をフォローして頑張っていただいていると、このように思います。民生委員の選出については、多分国、県からの要請を受けて、町が選出しなければなりませんので、その機関においては町がいわば民生委員の持ち区の48区の地区における持ち区に対して町が行政、その地域の区長さんに民生委員を今年、今回のでいけば平成28年12月1日から選びたいので、地元の方を選出してほしいと、このように出されている、町が。行政区長がそれを推薦人を出して戻す。それを14人の民生委員推薦会において承認された者がまた町に進達をして、町は県に出して、県が国に出すと。そこで初めて今年の12月1日付で民生委員・児童委員の者が八千代町における方はこうなりましたということで委嘱状が知事と、それから厚生労働大臣から来るものと私は承知しております。こういうことで間違いないのか、係の方に、課長にお聞きをいたします。

加えて、蕗田行政区においての民生委員に対して、八千代町においては、この民生委員に対するやめてほしいという一つの形が昨年の1月来から起きておりました。時には27年の去年の2月9日には推薦委員会委員長、八千代町のあれからすると、いつも議長がなっているわけでありますけれども、議長名において辞任請求が出されております。そして、いまだにその方はまだ現職としてやられておるわけであります。この件に関しまして、なぜ町はやめていただきたいということを何回も当人に尋ねて、それを迫ったのか。私は、解職たる一つの要件を満たせば、一方的に解職してもよかったわけであり

ますけれども、いまだにその民生委員は現職として地域のために一生懸命頑張っておられると、このように思っております。

また、28年の63行政区から出された48カ所の推薦を出された民生委員に対して、候補者に対して出されたわけでありますが、全員1つの中で県のほうに秘密会だとか、公開はできないということではありません。名前をどうこう言っているわけではありませんけれども、その各行政区から、48区から出された、推薦された民生委員・児童委員の候補者は、県に対して進達をなされているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

まず質問はそれで、その経過によってまた再質問あればやりたいと思います。 以上です。

議長(大久保 武君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 青木喜栄君登壇)

福祉保健課長(青木喜栄君) 13番、大久保敏夫議員の通告によります一般質問にお答 えいたします。

大きい3番の民生委員・児童委員について、両委員の選出までの過程においての関係者はというご質問でございますが、民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で児童福祉法による児童委員も兼ねております。その職務は、住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者との連携・支援、関係行政機関の業務協力などで、社会奉仕の精神に基づく活動を行っていただいておるところでございます。

民生委員・児童委員の具体的な選考方法は、民生委員法第5条により、市町村に設置されました民生委員推薦会により選考が行われ、都道府県知事に推薦されるところでございます。また、議員おっしゃるとおり、知事は推薦された候補者について都道府県に設置されました県社会福祉審議会の意見を聞いた上で、厚生労働大臣に具申し、厚生労働大臣から委嘱されるものでございます。

本町の推薦手続は、地区担当の民生委員さんにつきましては、行政区長さんに対し本 人の同意を得た上で、民生委員・児童委員候補者の推薦をいただいておりますが、行政 区長が民生委員・児童委員の候補者となった場合のみ、副区長より推薦をいただいてお ります。また、主任児童委員については、町より候補者の推薦を行い、全ての候補者に ついて町民生委員会でご審議をいただき、以降の手続は先ほどご説明申し上げましたと おりでございます。

したがいまして、民生委員・児童委員の両委員の選出までの過程においての関係者は、 行政区長及び民生委員推薦会委員となってございます。

また、先ほどご質問の蕗田行政区がまだ受けられていないというようなことで、そちらの件につきましては、民生委員推薦会につきましては、県からの通知に基づきまして、その過程につきましては非公開というふうになっておりますので、答弁のほうは避けさせていただきます。

そしてまた、先ほど民生委員さん48名と議員さんおっしゃいましたけれども、42番は「欠番」ということで全部で47名プラス主任児童委員さん3名、合計で50名というようなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問の検察審査会への申し立てについてでございますが、検察官の不起訴処分に対しての申し立てでございますので、私といたしましては、検察審査会の審査を見守っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、個人情報保護法に関しましては、個人情報の利用が著しく拡大することに鑑み、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであります。

当町においては、この法律の第5条、地方公共団体の責務の規定及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じて、平成17年3月25日に八千代町個人情報保護条例を制定し、平成27年9月、平成28年3月の条例改正を経て、現在に至っているものであります。

この条例の規定に従い、個人情報の適正な取り扱いについては、必要な措置を講ずる とともに、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、 個人の尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護に資するよう努めておりますので、ご理解 賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、民生委員・児童委員の選出ですが、過程及び関係者につきましては、先

ほど担当課長が答弁したとおりであります。私の立場といたしましては、民生委員推薦 会によって決定された事項を県につなぐことが務めであると考えておりますので、ご理 解賜りますようお願いいたします。

> (「町長、そのまま。議長、答えになってないよ。答えしていない よ。だめだよ。再質問でまた回数減らされるから。3月の広報 に載っていたことについては何のことを知ったということなの か、答えていない」「議長、再質問で」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 再質問でやってください。

再質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番(大久保敏夫君) 町長、今私のほうで途中から言いましたけれども、再質問に進められないのです。いいですか、8月の広報で出た3月の議会で大久保議員が言われたことによって情報を初めて知った。何の情報を知ったのですかと私は聞いているのだ。

加えて、私は漏らした覚えはないと、改めて漏らしていないのかと私は聞いているのです。答えていないではないですか。その答えによって再質問の内容は大きく変わるのですよ。大変なことですよ。うそを言ったとか、ちくらっぽだとか、うわさ話だとかいう話をしているのではない。私の人権にかかわること、八千代町議会もだましてきた。今、傍聴にいる人もだました。散々だましてきたのですよ、あなたは。うそをついて。町報でなおかつ、全戸7,000を超える八千代町報であなたはだました。ここを何の場だと思っているのですか。八千代町民の有権者に選ばれた14人の議員の一つの大きな場所ですよ。場合によっては警察に呼ばれてどこどこ行った、そういう問題ではない。だから、あえて私は違反についてと書いてあった。犯罪について私は今回質問しているのですよ。順序立てていきましょう。検察審査会については見守りたいと、それでその先を言うあれはないでしょうけれども、しかし現実は私はあなたがもし自分で記者会見を行ったときの流れからすると、昨年の6月13日に結城家であなたは事実無根であり、捏造だと、こう申し上げた。法的に訴えることも検討していると。訴えた経緯はあるのですか。それをお聞きしておきます。

そしてまた、この検察審査会における動向がどうなるのか私はわかりませんけれども、 ただ八千代町の中に町長が私が申し上げたことを含めた中で、特に女性の方があそこま ではやられても大丈夫なのだという意識が八千代町の中に根づきつつあることを私は心配しているのです。子どもたちへの影響ははかり知れないものがあります。

そして、守秘義務違反について申し上げます。町長の認識の中に、自分で後ろにいる管理職あるいはまた200を超える職員に守秘義務違反という、自分の公務員における町民との接し方におけるいろんな知り得たものは、誰々が生活保護家庭なのだとか、誰々が何級の障害者なのだとか、そういうことを多分絶対漏らしてはならないのだというふうにあなたは言っているのですよ。多分今までの役場も私もそういう立場にありましたから、そういう中で私が議員になってから41年たちますけれども、その中で公務員法の守秘義務違反とか、そういうのを漏らした者は、その違反行為を、犯罪を犯した者はいなかったと、こう念じているのです。

先ほど言われるように、この情報を初めて知ったと、情報は初めて知ったのではないでしょう。あなたがあの話を発信したことですよ、あなたが。あなたはこのことについて、私も裁判所から来て、私が責任を負ったこのことについての述べ方を、このように述べている、ある人に。「今度、大久保敏さん。来ちゃったってよ」と。「何がですか」。「前橋の裁判所からだよ」。「何で」。「仮差し押さえで」。「何の」。「家のけ」。「いや、違う。口座だ、口座。報酬とボーナス差し押さえが来ちゃったんだよ。裁判所から弁護士つけてだよ。140万円ぐらいだな」と。うその話ならば町長いいのだよ、私のことを選挙で何回も戦ってきて、負け犬のくせにと言っても構わない。事実なのですよ。あなた、犯罪犯したのではないですか。先日テープで流そうと思った。これが全部この中に入っていて、あなたが犯罪犯したことを入っているのですよ。私は3回の議会我慢しながらした。今のことを大久保敏夫議員の捏造だとか、つくり上げた質問だというふうにお考えになっているのかどうかお聞きをしたい。

先ほども申し上げたように、少なくともこの問題については、我々議員たりともいろんなものを知り得たのものは言えない部分もたくさんある。前にも申し上げた。私も長にあるべきところ8年間ありましたから、前にも申し上げたでしょう。幾ら憎らしい、幾ら政敵であろうと何であろうと、私は役場内で知り得たものは何年これから生きるかわかりませんけれども、墓場まで持っていきますと言っているのですよ。しかし、現実にはこのことを今の中において、ここまで私のことにかかわる、私だから言えることであって、このまま看過するわけにはいかない。見逃すわけにはいかない。犯罪ですよ。

今回も先ほど議員の何人かから再質問しろということだったのであれですけれども、

とりあえず3月議会で知り得た、知ったという情報は何の情報だったのか。加えて漏えいについては、私に対する、あるいはまた個人情報等の中においては、今までの議会で申し上げましたとおり、それはなかったということに言い切れるのかどうか。そのことをまずお聞きをしておきたいと思います。

民生委員のことにつきましては、先ほど係のほうからもありましたけれども、係のほ うでもちょっと抜けているところがありまして、蕗田の民生委員さんに対する一つのい わば対応というものが、なぜ解職できなかったのか。辞職勧告案は出されたようであり ますけれども、しかし現実にいろんな話を総合して、述べ伝えられる話でいけば、今に おける社会福祉保健課長の前任者の社会福祉保健課長のときであったろうと思いますけ れども、やめてもらうように説得に何回も行ったということ、それの中において当事者 の話からいくと、その社会福祉保健課長が単独で行ったのではなくて、長の命を受けて 行っていると、そういうふうな流れがあるわけでございますけれども、私は少なくとも この民生委員・児童委員における一つの今回蕗田行政区の者の委任については、再度同 委員に頼みたい旨行政区長から進達を上げられても、推薦会において認められなかった ということなのだろうと思います。それは多分に関係者は県のほうまで聞いてやってお られる。しかし、基本は何の職につく者であっても、ここにいる議員あるいはまた傍聴 にいる方々も含めて、何らかの職についておられる方も何人かいるだろうと思うのです。 しかし、それは町民のうわさや、場合によっては選挙でどこを歩いたとか、歩かなかっ たとか、そういうふうな中でやっている流れが少なくとも選挙に参加することは自由で ありまして、運動するしないにおいても、では警察における、検察における今まさに大 久保町長が自分の身にある環境にあるように、最後に処罰されなければ、その職は失わ ない。民生委員たりとも、何かのうわさ話を聞き込んで、そしてあたかも、では気に入 らないから外すべえ。それが推薦委員会の14人の人たちの気持ちの中にすっと入ってい ったとするならば、今回のような出来事があったのだろうと、こう私は思っています。

3つのことについて申し上げましたように、お聞きしたことについてはちゃんと答えてもらいたい。その答弁によって改めて再々質問したいと思います。

以上です。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 大久保議員の再質問に答弁いたします。

検察審査会への申し立てということでございますが、私も検察の経過を見守っていき たいと考えております。また、2人の方を訴えたかということでございますが、訴えた 経過はございません。

続きまして、個人情報に関しましては、私は先ほど申したとおり、町民の個人情報を 守る立場でありましたが、漏らした経過はございません。

続きまして、民生委員・児童委員の選出の経過等でございますが、民生委員推薦会は 非公開でありますので、私が言う立場ではありませんので、私は推薦を委嘱しただけの 首長としての責務を全うしただけでございますので、民生委員推薦会のほうはまた民生 委員推薦会で正式な決定はしていないと聞いておりますので、経過を待ちたいと考えて おります。

以上であります。

議長(大久保 武君) 再々質問ありますか。

13番、大久保敏夫議員。

(13番 大久保敏夫君登壇)

13番 (大久保敏夫君) 先ほど言った検察審査会については、見守りたいということでありますね。

いま一つ明らかになったことは、あの公共の電波を使って、あれだけの記者会見を起こして、捏造あるいはまたこの事件については、いわば自分としてはつくられた事件であるから、自分自身の中で事実無根のことなのであるから訴えると、こういうふうにあのときは述べたわけです。ここで町民あるいはまた全国にわたるところに大きなうそをあなたはついたと、こういうふうに私はひとつ申し上げておきます。

町長、答えになっていないのです、あなたの言っていることは。もう再々質問に進んでいるわけですが、6月の議会で、3月の議会で知ったのだと。私は聞いているのですよ、何を知ったのですかと。何を知ったのですかと。漏らした事実については、漏らしたのか、漏らさないのか。これについては今漏らしていないと、こう言ったわけですね。では、町長、これだけの議員がそろう中で、傍聴者がいて、館内でテレビで見る人も1人や2人いるでしょう。ちゃんとした議事録もつくられているわけですが、4回にわたってあなたは漏らしていないと言った。漏らした事実が確定したときにあなたは辞職なさいますか。

(「議長、あなたはという言葉は慎むように注意して。管理者とか

町長とかと言え」と呼ぶ者あり)

13番(大久保敏夫君) それをお聞かせくださいよ。漏らしていないと。私に直接言っ たのではない。私が先ほど朗読した町長の発言に対しては、私は誰かに聞いたから言っ ているのですよ。これは重い質問であり、重い答弁ですよ。犯罪を犯しているのか犯し ていないのかと私は聞いて、あなたは犯していないと言った。犯したならば、やめるの が当たり前でしょう。あなたの一語一句全てを、こういうことを町長は言うのだろうな ということで私はあなたに、町長に言っているのではない。推測したものを並べて私が 補償して弁済した金額140万円どんぴしゃり、それを私が言われてみれば、町当局からし か出てこない、中から。だから、あなたの気持ちの中にうっすらと、いや、90%場合に よっては、町長、あなたは誰が漏らしたんだんべやと思っているかもしれない、誰が。 その書類が来たときの係がどこなのか知りませんよ。総務課なのか、税務課なのか、誰 かわかりません。だけれども、事実町の中枢部でなければ知らないところで、その人は 町長が漏らしたのだと。あえて町長、申し上げましょうか。この町長の裏側で行政を行 っているいろんな、見逃すことのできないいろんな出来事の中で、見るに耐えないから、 私に言ってくれた。3回の間においては、その人との約束事があるから、なかなか言え ない部分がある。この問題を私に申し上げてきた方はこの中にいるのですよ。議員なの か、傍聴者なのかわかりませんよ。この中にいるのですよ。いつでも証人になって、聞 かないのに、町長からこういうことを言い出したと。犯罪ですよ。3回もうそをついて。 広報までそんなことはないと。職員には絶対漏らしたらだめだ、おまえら。最後は俺の 責任なのだから。違うでしょう。最高の責任者のあなたが漏らしたのですよ。私も議会 も町長、おちょくってはいけませんよ。先般も議会で私がテープここで流し始めたでし ょう。みんなとめた。きょうは6人いますから、時間も迫ってきますから、町長、この 件について今までの答弁が虚偽であって、私はこのことを漏らしましたと、犯罪を犯し ましたと、こう答えるのか、あなたがそのまま漏らしてはいないという考え方に至るの か、一般質問の範疇は時間的に限られておりますので、その答えのいかんによっては、 私は町長に対する辞職勧告案を出すだけの考え方を持って今一般質問をさせていただい ているということを、1人ぐらい同調者はいると思うのですが、もしいなければいない で、それはそれで不発でどうでもいいことですが、基本的には議会をだまし、町民をだ ました答弁というものに私は町長の人間性に対して残念でなりません。

私の質問は終わります。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 大久保議員の再々質問に答弁いたします。

私は知り得た情報を町長みずから漏えいすることは絶対ありませんので、前回と同じ 答弁であります。

議長(大久保 武君) 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、7番、中山勝三議員の質問を許します。

7番、中山勝三議員。

(7番 中山勝三君登壇)

7番(中山勝三君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

私は、高齢者の介護ボランティアポイント制度ということについてであります。我が 国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代と言われる皆様が75歳以上 となる2025年を見据え、かつてよりこれは2025年問題とも言われるほど社会保障や技術、 経済、また行政など、さまざまな分野に大きな影響があると言われますけれども、そう いう中で高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課 題となっております。

そのためには住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが求められております。元気な高齢者につきましては、要介護にならないための生きがいづくりや諸施策を展開する必要があります。その際には、それぞれの地域の実情、特性を踏まえ、関係機関等がよく連携をとりながら進めることが重要なわけであります。

さて、私が調査した中で、今後の高齢者状況の推移を見ましたところ、厚生労働省の 想定でございますが、全国において9年後であります2025年には、65歳以上の方が 3,657万人ということで、人口の30.3%、私もこの中に入ってまいりますが、3割を超え る方が65歳以上になられると。そして、同じく2025年で75歳以上の方は全国で2,179万人 ということで、18.1%になるそうであります。

さらに、その先、2055年、遠い先というふうには考えてしまうわけですけれども、これがどういうことかといいますと、今の26歳の人が65歳になると、そのときには65歳以上で3,626万人で39.4%ということで、人口の約4割、4割の方が65歳の高齢者になると

いう余り考えたくないような社会になるということであります。

また、今の36歳の人が75歳になるやはりこの2055年ですけれども、そうしますと75歳以上で2,401万人ということで26.1%、人口の4人に1人以上が75歳以上になるという、そういう社会になるというふうに推計がなされております。

また、この世帯で見ますと、65歳以上の単身世帯、それから夫婦のみの、いわゆる高齢者のみの世帯というものが2025年で25.7%ということで、4軒に1軒以上がこの高齢者のみの世帯になってくると、このように出ております。まさにもう目前に待ったなしで超高齢化社会日本というものがやってまいります。

そこで、お伺いいたしますのは、まず八千代町におきまして現在の65歳以上、それから75歳以上の人数と割合はどのようになっているでしょうか。

また、八千代町におけるこの2025年のときの予測で、65歳以上、そして75歳以上の人数と割合、どのようになってくると予測をしておるでしょうか。わかる範囲で答弁をお願いいたします。

次に、世帯の状況についてのお伺いをいたします。八千代町における現在の単身65歳 以上の世帯数と割合、また高齢者のみの世帯数と割合と、そして合計したこの世帯数と 割合についてもお伺いをいたします。

同じくこの予測で2025年におけますこの単身世帯、高齢者のみの世帯数のそれぞれの 割合、また世帯数、そして合計についてもお伺いをしたいと思います。

さて、現在各地域、また当町においてもさまざまな分野で多くの方がボランティア活動に取り組んでくださっております。現在ほどこのボランティアへの機運、そして期待というものが非常に高まっているときは少ないわけです。非常にこのボランティアというものへの期待度が高まっている、こういうときかと思います。この高齢者の方が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域の支え合い、地域のボランティア活動など地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして、この大いに期待をされる取り組みを推進している、こういう先進的な自治体がふえてきております。

その中で、現在この各自治体で進められているものが高齢者、介護支援ボランティアポイント制度等と呼ばれるものでありまして、介護予防を目的とした65歳以上の、一部60歳のところもあるようですが、高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、また介護施設等でボランティア活動を行った場合に、自治体からポイントを付与するもので、

このたまったポイントに応じて、商品との交換や上限を設けての換金のほか、介護保険料の支払いに充て、そしてまた介護保険料の軽減に利用できるなど、さまざまあるようであります。そして、その際の財源としては、自治体の裁量により、地域支援事業交付金の活用が可能ということで、事業の位置づけは介護保険法に基づく地域支援事業、一次予防事業であります。

今申し上げましたこのボランティアポイント制度につきまして、この幾つかの自治体 を参考資料として執行部に提出してありますが、その内容についてもう少し詳しく述べ させていただきます。

これは愛知県の豊明市というところでは、平成24年度から実施をしております。「アクティブ☆シニアクラブ」という愛称で、65歳以上の市民を対象にボランティアとして登録をしていただき、市が指定する介護施設等でボランティア活動をすると、ポイントがたまり、1年で最大5,000円の商品券と交換ができるという元気な高齢者を応援する制度であります。ボランティア活動することで、身体的に介護予防の促進につながるとともに、介護現場に接することで、介護に関心を持ち、予防への意識向上にもつながります。高齢者の社会活動への参加のきっかけをつくるとともに、活動を通じて地域の助け合い、支え合いのつながりを育み、高齢者がいきいきと元気に暮らせるまちづくりにつながります。そして、この内容についてボランティア活動と一言で言っても、さまざまな活動があります。自分の特技、趣味等を生かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて一人一人の生活をサポートする活動もあります。身近な地域で自分の健康を考えて、無理のない範囲で行える。それが望ましい。この活動を継続するための自分に向いている活動を選んでいくというような内容になっております。

そして、対象となるボランティア活動の範囲は、事前に自治体の指定を受けた施設、団体等におけるボランティア活動ということで、おおむね介護施設等におけるボランティア活動というのがまず大きいわけですが、主な例としましては、食堂内の配膳、それから下げ膳、お茶出し、入所者に対する芸能披露、レクリエーション指導、イベントの手伝い、話し相手、また散歩や外出、館内移動等の見守りの補助、清掃、草取り、それから洗濯物の整理の補助など職員とともに行う軽微かつ補助的な活動ということであります。それから、高齢者等に対する宅配、食事サービスにおけるボランティア活動としては、主な例としまして食材の調達、調理盛りつけ、高齢者宅への配達、声かけなどとなっておりまして、介護の資格がなくてもできる範囲の活動ということであります。こ

れらのように、誰でも取り組める軽微な内容ですので、既に実施している自治体においては、多くが好評となっているということでありまして、豊明市におきましては、2012年度からスタートしているということですが、当初のボランティア会員の登録者は36人であったのが、本年の3月31日現在では212人と大幅にふえているということであります。もっと大きな市ですと、横浜市とかもございます。東京では荒川区とか、あるいは八王子、稲城ですか、北海道の函館等々も取り組んでいるということでありますが、この横浜市は大変大きな市でございます。こちらは登録者数が昨年末で7,079人、毎年増加をしている状況であるということであります。

以上のことも参考に高齢者介護、ボランティアポイント制度が高齢化社会の進展する 中で大変役立つのではないかと考えます。当町においても導入、実施することへの見解 をお尋ねをいたします。

以上の質問に執行部の具体的な答弁を求めまして、一般質問といたします。 議長(大久保 武君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 青木喜栄君登壇)

福祉保健課長(青木喜栄君) 7番、中山勝三議員の通告によります一般質問にお答え いたします。

大きい1番の高齢者の介護ボランティアポイント制度についてでございますが、初めに(1)、①の65歳以上の人数と割合、75歳以上の人数と割合、②としまして、予測で2025年の65歳以上の人数と割合、75歳以上の人数と割合について当町の部分でお答えを申し上げます。

まず、直近の住民基本台帳の数字で申し上げますと、平成28年9月1日現在、人口が2万2,783人で、65歳以上の人口は6,050人、割合で26.6%でございます。そして、75歳以上の人口は2,974人、割合で13.1%でございます。

②としまして、予測で2025年の65歳以上の人数と割合、75歳以上の人数と割合ということですが、こちらは第6期介護保険事業計画の推計では、人口が2万5人で、65歳以上の人口は6,525人、割合で32.6%、75歳以上の人口は3,281人、割合で16.4%と推計をしております。

次に、(2)の①、単身で65歳以上の世帯数と割合、高齢者のみの世帯数と割合、合計 世帯数と割合、②といたしまして、予測で2025年の単身で65歳以上の世帯数と割合、高 齢者のみの世帯数と割合、さらには合計世帯数と割合についてお答えを申し上げます。 平成27年度の国勢調査の数値が公表されておりませんので、第6期介護保険事業計画の数値で申し上げます。平成22年の数値で申し上げますが、世帯数が6,739世帯に対しまして、65歳以上の高齢者単身世帯、こちらが313世帯、割合で4.6%、高齢夫婦世帯は379世帯、割合で5.6%、合計世帯数は692世帯、割合で10.3%となっております。

②としまして、予測で2025年の単身で65歳以上の世帯数と割合、高齢者のみの世帯数と割合、合計世帯数と割合についてでございますが、推計した数値がございませんので、第6期介護保険事業計画の数値から計算した数字で申し上げますと、世帯数が8,632世帯で、65歳以上の単身世帯数は687世帯、割合で8.0%、高齢夫婦世帯数は742世帯、割合で8.6%、合計で1,429世帯、割合で16.6%となります。高齢者の親子、そしてまた兄弟などの世帯も考えますと、もう少しふえるのではないかと推察されます。

(3)、制度の導入・実施への見解についてということでございますが、高齢者の介護支援ボランティア制度は、平成19年5月に導入が決定され、同年9月から運用が開始された有償のボランティア制度でございます。高齢者の介護支援ボランティア活動の実績等を評価した上で、ポイントを付与し、付与したポイントを換金して交付するものでございます。厚生労働省の平成27年度介護保険事務調査の結果によりますと、ボランティアポイント制度を活用した介護支援ボランティア活動を実施しております市町村は、1,741市町村中、282市町村で、全体の16.2%でございます。

議員ご指摘のとおり、団塊の世代が75歳以上となる2025年、平成で申しますと平成37年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要になっても、住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするために、町が中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となってございます。

介護支援ボランティア制度は、60歳代から70歳代の元気な高齢者を対象とした介護支援のポイント付与制度でございます。ボランティア活動と地域の人材を有機的に活用していくことのできる極めて重要な施策であります。高齢者が地域で社会参加できる機会をふやしていくことが高齢者の介護予防にもつながり、地域で支援を必要とする高齢者の支え手になっていくものと考えております。

当町でも平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。今後は生活支援・介護予防サービスの体制整備に向け、多様なサービス提供主体が参画した協議体の設置、そして生活支援コーディネーターの配置など新たなサービスの創出に向けた

協議が加速されます。こうした協議体の中で介護支援ボランティア制度の実現に向けま した検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

高齢者の介護ボランティアポイント制度につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおりでございます。団塊の世代が75歳を迎える2025年、平成37年に向けて国、県、市町村が一体となって介護を含めた医療、生活支援、住まいを含めた地域包括ケアシステムの構築に向け乗り組んでいかなければならないと認識しております。

同居率が高い当町でありますが、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯でも元気で過ごせるまちづくりに向けて、介護ボランティアポイント制度を含めた形で介護保険制度の運営を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長(大久保 武君) 再質問はありますか。

7番(中山勝三君) 以上で終わります。

議長(大久保 武君) 以上で7番、中山勝三議員の質問を終わります。

次に、11番、小島由久議員の質問を許します。

11番、小島由久議員。

(11番 小島由久君登壇)

11番 (小島由久君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある項目について一般質問をいたします。

1点目として、八千代町の学校教育をどのように進めてきたのか、その経過について質問をいたします。八千代町の教育長として、平成15年に就任され、平成28年9月で任期満了となります。12年9カ月という長きにわたり八千代町の学校教育に学力、部活、読書、スポーツ等に力を入れ尽力されたことは言うまでもありません。これまでの実績としては、小学校に対しては生活体験や読書、部活等に積極的に推進し、平成19年度から県が取り組んでいる「みんなにすすめたい一冊の本」の事業においては、全ての小学校の全ての児童が年間に1人50冊以上を読書するという目標を現在まで9年連続で達成しているということであります。中学校に対しましては、文武両道を基本に部活及び学

力向上に重点を置き、積極的に支援しており、特に駅伝競走においては、八千代第一中 学校男子、女子、ともに関東大会はほぼ毎年出場しており、全国大会でも男女ともに出 場し、特に女子は4回も出場を果たしているということであります。

このように文武両道の優秀な学校に進めてこられたのも、教育長を初め教育委員、学校長、職員、PTAの皆様方のご協力のたまものであると思います。このように立派な成績を残すことができたことは、いじめ問題を初め、いろいろな問題を乗り越えて八千代町の教育に努め進めてきた教育長に12年9カ月にわたって八千代町の教育をどのように進めてきたのか、その内容と経過について教育長の答弁を求めます。

2点目として、教育長退任について質問いたします。教育長の任期は、平成28年9月をもって任期満了に伴い退任されるのではないかといううわさは聞こえておりましたが、9月の議会最終日、14日に正式に退任の表明をされる教育長に感謝を申し上げます。八千代町教育長として12年9カ月という長きにわたり八千代町の教育のトップとして立派な成績を残されたことにより、平成23年に教育長として長年の取り組みが評価され、地方教育、行政功労者として文部科学大臣から表彰されました。また、八千代第一中学校校舎も平成26年12月に完成し、東中学校も平成27年8月4日に校舎改築工事の起工式が行われ、平成28年11月には完成する予定となっております。

このように大きな事業に対しても責任を持って取り組んできたことは、八千代町の誇りであり、教育長としてもよい思い出ができたのではないかと思います。私も教育長に一般質問をさせていただきました。その都度立派な答弁をいただき、よい勉強をさせていただきました。このように八千代町の学校教育に全力で努めていただいた教育長に対し心から感謝を申し上げるとともに、長い間ご苦労さまでしたとお礼を申し上げます。

3点目として、これからの八千代町の学校教育をどのように進めていくのか質問をいたします。

まず最初に、八千代町の教育振興基本計画について質問いたします。八千代町教育振興基本計画として、1つは豊かな感性と的確な判断力、行動を持ち、社会の発展に貢献できる人間の育成に努めると。2つは、長期展望に立って優秀な人材を育てる教育環境の整備充実に努めると。3つとして、学校、家庭、地域社会が一体となって健全な人間の育成に努める。また、教育の目標として、4つを掲げている。1つは、自主的な判断に基づき行動のできる人を育成する。2つとして、思いやりのある豊かな人間性を培う。3つとして、積極的に健康づくりに取り組む態度を育成すると。4つとして、互いに協

力し、地域づくりに貢献できる人を育成すると。これが八千代町の教育振興基本計画であります。

このように立派な八千代町教育振興基本計画でありますが、この中で豊かな感性、的確な判断力、行動力を持ち、社会の発展に貢献できる人間育成に努め、優秀な人材を育てる教育環境の整備の充実に努めるとありますが、優秀な人材を育てるためには、学校教育であると思います。これらを含めてこれからの学校教育をどのように進めていく考えなのか、教育長に答弁を求めます。

4点目として、八千代町教育大綱について質問いたします。平成26年に地方教育行政 の組織と運営に関する法律の一部改正に伴い、第1回総合教育基本会議において、町長 と教育委員会が施策の八千代町教育大綱を策定されました。その中で1つとして、確か な学力向上を育む教育の充実については、小学校4年、5年生を対象に算数の内容を系 統的にまとめた学習教材を使用して、四則計算等の知識、技能の定着を図ることを目的 に実施すると。2つとして、学力向上研修会については、各学校の意識の高揚や教師の 指導力向上を図るために、学力向上研修会議を実施すると。3つとして、小学校理科教 育の充実については、児童生徒の理科に対する興味・関心が低くなり、授業における理 解力が低下したことから、理科教育の充実を図り、理数的な思考力と表現力を高め、学 習指導のあり方を研究し、教職員の理科教育の指導力の向上を目指すとしています。4 つとして、小学校英語活動の充実については、小学5年、6年の教科だけではなく、小 学校1年から6年生の全学年においてALTを3人体制で配置し、低学年から外国語の 音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこと に努めるとしています。そのほか、生徒指導の充実、不登校児童生徒への対応、読書活 動を通じて豊かな心の育成などが挙げられています。特に理科の低下の向上、英語も5 年、6年生ではなく、1年生から6年生まで引き下げて英語の教育を進めていくという 八千代町教育大綱について教育長の答弁を求めます。

5点目として、後継者に対して教育長としてアドバイスはあるのか質問いたします。 1つとして、これからの八千代町の教育は、八千代町教育振興基本計画、八千代町教育大綱がありますが、八千代町の教育長として学力向上、部活、読書、スポーツ等に立派な成績を残し、12年9カ月間八千代町の教育長として務めてきた経験者として、後任の新教育長にアドバイス、助言等はあるのか、教育長の答弁を求めます。

これで私の一般質問を終わります。再質問はいたしませんので、明確な答弁をお願い

いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長(大久保 武君) 学校教育課長。

(教育次長兼学校教育課長 鈴木 忠君登壇)

教育次長兼学校教育課長(鈴木 忠君) 11番、小島由久議員の通告による一般質問に お答えいたします。

私からは、これからの八千代町の学校教育について申し上げさせていただきます。八千代町教育振興基本計画につきましては、国の教育振興基本計画、県の「いばらき教育プラン」、「八千代町第5次総合計画」を基盤に策定されており、「輝きのある学校」づくりをテーマに、「豊かな心を育む教育」、「確かな学力の向上」、「国際化に対応できる教育の推進」など、教育の課題を踏まえた施策を展開し、八千代町を支える人材の育成を図るものでございます。

また、八千代町教育大綱は、議員がおっしゃったとおり、平成26年の「地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部改正」に伴い、第1回総合教育会議において、「国の教育振興基本計画」、「県の教育振興基本計画(いばらき教育プラン)」、「八千代町第5次総合計画」を基本として、首長と教育委員会が協議・調整を行って策定したもので、八千代町としての教育の振興の基本となるものでございます。

現在、教育は大きな転換期を迎え、国においては、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の制度化や平成32年度完全実施の次期学習指導要領の改訂が進められており、県においては、今年度から5年間を計画期間とする新たな「いばらき教育プラン」を策定し、基本テーマに「一人一人が輝く教育立県を目指して」、サブテーマに「子どもたちの自主性・自立性を育もう」を位置づけております。このような状況を踏まえまして、本町の学校教育においてもさきに申し上げました「八千代町教育振興基本計画」、「八千代町教育大綱」を基本として、変化の激しい時代をたくましく生き抜いていくために、地域を正しく理解し、グローバル社会で活躍できる力や最先端の科学技術を担う力の育成を図ってまいります。そして、「休日における自主学習への対応」、「子どもから学ぶ」、「集中力の育成」、「生活改善」をキーワードとして、教育のプロとしての意識と認識を高めた学校教育の充実を目指してまいりますので、議員のご理解のほどお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 教育長。

(教育長 高橋 昇君登壇)

教育長(高橋 昇君) 11番、小島由久議員さんの通告による一般質問にお答えいたします。

幾つかの項目ありますが、まとめて答弁とさせていただきますが、1つは議員さんの 言われるような、そのような立派なことではございません。まだまだ学力も足らないと ころもありますし、ほかにもいろんな点もまだまだこれからという感じを受けておりま す。

ただ、八千代町で育った者として、皆さんと議会と、あるいは執行部と一緒に仕事をできたことを心から感謝申し上げます。現在まで特に力を入れてきたということは、いつも同じですが、確かな学力、豊かな心、健やかな体、3つです。これをどういうふうに実現していくかということで考えてまいりました。「輝きのある学校」づくりと、こういう名称でございますが、学校においては未知の学問というのですか、「学問との出会い」、それから「友人との出会い」、こういう出会い、それから「いい先生方との出会い」と、こういう3つの出会いから人間が成長するのではないかというふうに考えております。そのためには、従来どおり小学校1年、2年、3年あたりは遊びなんかも大事だということで、週1回ぐらいは昼休み1時間長く持って全員で遊ぶと、外で遊ぶと、先生方も出て遊んでくださいと、そういうことも大事ということでございますし、また今現在はゲームとか、テレビとか、映像文化、これにおいては非常に難しいところがありますので、私は活字文化が、古い考え方ですが、読書と、考える力を高めたり、あるいは自分の自己抑制力を身につけたり、案外読書から学ぶことは多いと思いますし、自分の人生は1回ですが、読書を通していろんな人生が見えると、そういうことで先生方にお願いしているわけでございます。

2つ目は、これからの教育ということで、外国とのグローバル化ということで、交渉等もありますので、英語力はこれから培われる一つの学力ではないかということで、小学1年生から遊びながらやると、あるいは楽しみながらやると、5・6年になって中学の準備ということで、そういう段階に分けて12時間とか18時間とか、あるいは35時間とか分けてやっております。これからは5・6年は必修ということになるそうですが、それにも対応できると思います。ALT3名と、あるいはまた必要ならばお願いすることもあると思います。

それから、理数教育、現在理数教育がなおざりにされる傾向がありますので、この辺

は体験を通したりしてやると。それから、中学では文武両道と、文が先だと常に言うのは、学問もできて、本当にスポーツもできると、そういう考え方でいってくださいということもお願いしました。

不登校については、できるだけ対応すると。現在は5名以内ぐらいでおさまっている ということでございます。

それから、いじめについては、やはり子どものうちから正義感とか勇気という、そういう気持ちを持たせると、先生方全員がいじめに対応できるわけではないので、友達同士でもそれ以上はやるなとか、それはいじめになるとか、そういう勇気も出して言えるような子どもということもお願いしております。

教育施設については、大久保町長の指導を初め議会の了解ということで何とか本年度 中に100%、学校教育、校舎等を含めてでき上がるということで感謝申し上げたいと思い ます。

これからの八千代の教育でございますが、新しい教育長のもとで新しい教育委員会の制度でやっていただければと思います。そして、八千代町の教育大綱を基本として、あとは教育長のプラスアルファということでできればということです。アドバイス等はありませんので、ご了解いただきたいと思います。次の教育長さんに全力でまたお願いしたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議長(大久保 武君) 再質問はありますか。

11番(小島由久君) なし。

議長(大久保 武君) 以上で11番、小島由久議員の質問は終わります。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時12分)

議長(大久保 武君) 休憩前に戻り、会議を再開します。

(午前11時26分)

議長(大久保 武君) 次に、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) ただいま議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

私の質問は、介護保険新総合事業についてと中央地区区画整理事業について2つに分けて質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、介護保険新総合事業についてです。安倍政権は大企業や大金持ちには減税、軍事費は増大させる中で、社会保障費を自然増分を3,000億円から5,000億円を削減するという構造改革路線による医療、介護一体改革を強行し、2015年度から高齢者が増大する2025年をめどに単身や重度の要介護状態になっても、地域で暮らし続けることができるよう市町村が中心となって、介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を打ち出しました。地方自治体や住民にますます負担を押しつける方針です。高齢になっても元気でいられることは誰もの願いです。やむを得ず介護を受けなければならなくなった方に対して、新総合法で本当に安心して介護を受けることができるのか疑問です。

2015年4月から要支援1、2を介護保険から外し、行政が主体に新総合事業としてスタートし、2017年4月からは全自治体が実施することになります。新総合事業に移行することにより、これまで全国一律で1割の負担でサービスが受けられていたものが、サービスの内容、人員、運営、単価などの統一基準がなくなるため、市町村ごとにサービスがばらばらになり、低下してしまいます。今、当町においても体制づくりを進めているところかと思います。

そこで、1つ目に介護保険の見直しで、これまで受けられていたサービスはどう変わるのかということで4つに分けて質問をさせていただきます。

今までの要支援1、2の認定の方法あるいは基準はどうなっているのか。

2つ目に、2015年から2016年の移行期間で通所介護、訪問介護を受けていた人や、これから受けようとしている人はどうなるのか。

3つ目に、総合事業では自治体によってサービスに差が生じるということですが、どうですか。

4つ目に、これまで全国一律で内容や人員に関する基準が定められ、介護事業所への報酬も決められていました。市町村の事業では、これらの基準もなく、ボランティアやNPO、民間企業などに安い費用でサービスを肩がわりさせます。このため、経営難に陥る介護事業所が続出するのは必至だと言われています。訪問介護の分野では、従来介

護事業所の専門職員、ホームヘルパーが高齢者の生活全体を支えながら病状を把握し、精神的サポートも行ってきました。厚労省はこの生活援助をばらばらに切り刻んで解体し、ボランティアなどによる洗濯の手伝い、民間企業による宅配弁当などに置きかえていく考えです。通所介護も従来は介護や看護の専門職員が一定数いる事業者が担ってきました。厚労省はこれをボランティアによる介護予防教室やサロンなどに取りかえていく考えです。既存の介護事業所がサービスを続ける場合には、報酬を現行以下に引き下げる方針です。そこで、当町の民間の介護施設との関連と影響はどうなるのかお聞きいたします。

大きく2つ目の介護に関する質問です。2014年の法改正による地域包括支援センターの人員配置についてです。その1つとして、65歳以上の人口の伸び率はどうか。

2つ目に、1中学校区に1カ所の包括支援センターを置くのが望ましいとしているが、 当町の場合、本来なら2カ所設置すべきところですが、1カ所のみになっています。条 例第4条の(2)のところで、地理的条件を勘案して特定の生活圏域に1つの地域包括 支援センターを置くことも必要であると町の運営協議会で認められた場合は、設置でき るとしております。八千代町は広大な地域であります。高齢者の人口のみでなく、その 地域生活圏域を鑑みた設置が必要ではないかと思います。1カ所のセンターで間に合う のか、今後増設の考えはあるのかお聞きいたします。

3つ目に、職員の配置については、条例では1カ所のセンターで保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員を1名以上と定められています。2015年の当町の条例改正時に1人増員することに決まりました。その後、さらに1人増員したと伺いました。2015年1月時点で被保険者数は5,849人でしたが、2016年9月には6,046人にふえています。約1年半で約200人の増加です。今後急速に増加していくと思われる高齢者に対して、現状のままで対応し切れるのか、人員のさらなる増員も必要ではないでしょうか。また、受け入れ態勢はどうなっているのかお聞きいたします。

大きく3つ目、介護に関してです。政府は2015年6月に閣議決定し、2016年7月20日の厚労省の作業部会で認知症を含めた要介護1、2の方を軽度者とみなし総合事業に移行することを決めました。現在の当町の要介護1、2の方の人数と今後の対応をお聞きいたします。

次に、一般質問の2番目の質問に移らせていただきます。中央地区区画整理事業についてお伺いいたします。平成元年から始まった中央地区土地区画整理事業は、今年で28年

目になります。第3工区までの事業計画ですが、現在第2工区の途中まで進められています。第1工区においては、国の補助金もストップになり、道路は縦横無尽にできたものの安全対策がおくれています。交通事故の発生件数もふえており、つい最近も公園予定地付近の十字路でバイクと乗用車の衝突事故が発生しましたし、県道結城岩井線と区画整理事業地内の大きな交差点で車3台の事故が発生しました。アパートや住宅もふえ、交通量も多くなっています。特に通勤・通学時間など非常に危険です。危険箇所の点検とともに、標示やカーブミラーなどの設置を早急に実施すべきではないでしょうか。

また、区画整理事業により、多くのところが道路で区切られ、子どもたちが安心して 遊べるスペースがありません。フェンスや敷地の整備が地域の皆さんのかねてからの願 いです。2015年3月議会で一般質問し、検討課題だという答弁をいただいておりますが、 いかがでしょうか。

次に、事業への一般会計からの繰り入れ総額、これまでの始まってからの総額は幾ら になるのかお聞きいたします。

また、当初は第3工区までの事業計画になっておりました。国道125号線北側に設定されている第3工区に対する町長のお考えをお聞きいたします。

以上、執行部の皆さんの簡潔な答弁をお願いいたします。

議長(大久保 武君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 青木喜栄君登壇)

福祉保健課長(青木喜栄君) 5番、大久保弘子議員の通告によります一般質問にお答 えいたします。

大きい1番、介護保険新総合事業について、(1)、介護保険の見直しでこれまで受けられていたサービスはどう変わるのか。①、これまでの要支援1、2の条件についてでございますが、平成18年4月の介護保険法の改正によりまして、それまで要支援とされた状態を要支援1、2に区分しまして新設された制度でございます。要介護度が軽い人を対象に、状態を改善し、悪化を防ぐ介護予防サービスが創設され、要支援1、2の認定区分が新設されたところでございます。

要支援状態は、身体上または精神上の障害があるために、日常生活における基本的な動作について、要介護状態の軽減や悪化の防止のため支援を要する状態でございます。 ちなみに、要支援1は要介護状態とは認められないが、社会的支援を要し、介護予防が必要と思われる状態。日常生活の能力は基本的にはあるが、入浴などに一部介助が必要 な状態というようなことでございます。要支援2は、生活の一部について部分的介護を 要し、介護予防が必要と思われる状態。立ち上がりや歩行が不安定な状態というような 定義づけでございます。

次に、②、2015から2016年の移行期間の変化はということでございますが、介護予防・ 日常生活支援総合事業への移行は、平成29年4月でございますので、この間の変化は特 にございません。

続きまして、③、これまで要支援1、2の認定を受けていた方は基準が変わることでどうなるのかということでございますけれども、総合事業におきましては、利用相談に来た方に対し、原則対面で基本チェックリストを用いて事業対象者を決定いたします。要介護認定は、従来どおり申請をしていただき、要介護認定していただくことになりますので、大きく変わる点はございません。サービス事業のみを利用する場合には、要支援認定を受けずに、基本チェックリストを用いた簡易な形で事業対象者とすることができるようになります。

次に、④の総合事業で自治体によってサービスに差が生じることについてということでございますが、総合事業では、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進しまして、要支援者等に対します効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としております。このため、市町村の規模や地域資源の状況、特性などにより、サービスの種類やサービス提供主体が大きく変わってくることが想定されます。今、その地域にとって一番不足しているサービスは何なのか、的確な判断と、その実現が求められております。そうしたニーズの掘り起こしやサービスの創出に向けて住民主体の取り組みを推進するための協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置など生活支援体制整備事業にも着手してまいります。

続きまして、⑤の民間の介護施設との関連と影響はについてでございますが、総合事業の移行に当たっては、平成27年3月31日におきまして、介護予防訪問介護等に係る指定予防介護サービスの事業者につきましては、みなし指定が適用されております。介護事業者の負担軽減を図っております。なお、みなし指定の有効期限は、平成30年3月末まででございますので、それ以降総合事業のサービスを継続して提供する場合には、町の指定を受けることになります。

次に、(2)、2014年の法改正による地域包括支援センターの人員配置について、①で

ございますけれども、65歳以上の人口の伸び率はというようなことでございますけれども、平成28年8月末現在、介護保険事業報告の数字では、65歳以上の高齢者は6,088人となっております。第6期介護保険事業計画では、平成26年10月1日時点の常住人口で人口を推計しておりまして、団塊の世代が75歳を迎える平成37年、西暦で申しますと2025年には6,525人、増減率で15.6%と推計しているところでございます。

続きまして、中学校区に1カ所の包括支援センターを置くことが望ましいとしていることについてでございますが、包括支援センターの設置については、平成17年5月24日付厚生労働省Q&Aで「市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保状況、地域における生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的にセンター機能が発揮できるよう弾力的に考えてよいというようなことになってございます。おおむね2万から3万人に1カ所が目安になるものと考えている」との見解が出ているところでございます。生活圏域だけを考えますと、2カ所ということになりますが、総合的な判断といたしまして、町直営で1カ所設置しております。

また、③のセンターが現在1カ所であるが、間に合うのかというようなことでございますけれども、②の先ほどの答弁で申し上げましたとおりでございますけれども、現在は町直営1カ所での対応をいたしております。

続きまして、④の職員の配置について、増員予定はということでございますが、現在第1号被保険者数が6,000人を超えておりますので、八千代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例第3条第2項の規定に基づきまして、人員を増員いたしております。平成28年4月1日現在で社会福祉士2名、保健師1名、主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名の5人体制でセンターの運営をしております。

次に、(3)、政府が認知症を含めた要介護1、2の方を軽度者とみなし、総合事業に移行する方針を決めたことについて、①、現在の要介護1、2の方の人数はということでございますが、平成28年6月末介護保険事業報告の数字で申し上げますと、要介護1が211人(うち第2号被保険者が10人)、要介護2が128人(うち第2号被保険者3名)、合計で339人となっております。

②の今後の対応はということですが、こちらにつきましては、経済財政運営と改革の基本方針2015、いわゆる骨太方針や経済財政諮問会議における経済・財政再生アクションプログラムにおけます負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化における議論や社会保障審議会介護保険部会で議論されております軽度者への支援のあり方についての議

論などがございますけれども、審議会の考え方といたしましては、介護保険制度の持続性を念頭において費用の抑制策を提案されているものと推察しているところでございます。制度に持続性がなければ、これから先サービスの提供ができなくなってしまいます。 今後の議論がどういう方向に向かっていくか町といたしましても注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 都市建設課長。

(都市建設課長 生井俊一君登壇)

都市建設課長(生井俊一君) 5番、大久保弘子議員の通告によります中央土地区画整理事業における道路の整備、公園の整備の安全対策について及び事業への一般会計からの繰り入れ総額についての一般質問にお答えいたします。

まず、道路の整備における安全対策でございますが、八千代中央土地区画整理事業は、 平成元年11月に事業計画の認可を受け、平成3年度から市街地の形成及び道路網の整備 のため、町施行により区画整理事業に着手をいたしました。地権者の方々のご理解、ご 協力を得ながら、家屋移転、都市計画道路、区画道路の築造工事、宅地造成工事等を施 行いたしまして、今までに都市計画道路・区画道路等合わせまして54路線の道路を整備 してまいりました。

道路の整備における安全対策としましては、各道路の十字路、丁字路の交差点を重点的に交通事故が発生しないよう下妻警察署等の関係機関と協議の上、「一時停止」、「十字路交差点あり」、「丁字路交差点あり」及びカーブミラー等規制標識、警戒標識、路面標示等を設置し、交通の安全確保に努めてまいりました。しかし、区画整理事業の進捗状況により、道路網が整備され、市街地が形成されてきたことにより、通行交通量が増加しており、交差点において通行の危険度が増している状態でございます。各道路の交差点につきましては、現状を調査確認の上、安心・安全で交通事故が発生しないよう下妻警察署と関係機関と協議の上、さらなる安全対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公園の整備についてのご質問でございますが、八千代中央土地区画整理 事業地内の街区公園につきましては、市街地の半径250メートル程度の街区に居住する 方々に利用していただくため、敷地面積2,500平方メートルを基準とし、第1工区内に5 カ所、第2工区内に2カ所を設置するものでございます。 現在、第1工区内につきましては、中央幼稚園北側に位置する(仮称)1号公園、沢木オート南側に位置する(仮称)2号公園、図書館の南側に位置する(仮称)3号公園の3カ所の整地工事が完了し、フェンス工事及び植栽等が施工されております。同工区内のほかの2カ所の公園敷地につきましては、現在町のイベント時等の臨時駐車場として使用している状況でございます。また、第2工区の街区公園につきましては、事業の進捗状況により未整地でございます。

議員からのご質問であります第1工区内にある街区公園の整備ということでございますが、今の段階では公園内にどのような施設を配置するかは未計画の状況でございますが、しかし防犯の観点から、防犯灯を兼ねた照明灯の設置につきましては、予算を確保し、設置してまいりたいと考えております。

区画整理事業におきまして、都市施設の整備工事も済み、市街地が形成されてきておりますので、街区に居住する住民の方々に親しんで利用していただけるよう街区公園の整備計画を早期に立案をしていきたいと考えております。

次に、事業への一般会計からの繰り入れ総額についてのご質問ですが、八千代中央土地区画整理事業は、平成3年度から事業を着手いたしまして、国道125号南側から役場周辺区域の45.6~クタールを第1工区、県道若境線南側周辺の区域の20.2~クタールを第2工区とし、合わせまして65.8~クタールを施行しているところでございます。今までに事業計画を6回ほど変更いたしまして、平成24年度に第2工区の国補事業を再開するとともに、保留地価格の見直し、資金計画の変更を行い、現在の施行期間予定であります平成33年度までの総事業費につきましては、108億6,700万円でございます。総事業費につきましては、人件費、経常経費を除く事業費でございますが、財源の内訳としましては、国県補助金が35億5,200万円、保留地処分金が21億600万円、起債が19億9,300万円、一般会計からの繰入金が32億1,600万円の資金計画でございます。

ご質問のありました平成3年度からの事業開始から平成27年度までの八千代中央土地 区画整理事業特別会計への一般会計からの繰入金の総額につきましては、28億8,100万円 余りでありまして、繰入金総額の89.6%でございます。

事業費縮減のため、区画整理事業に対して未同意の方々と粘り強く交渉を進め、事業期間の短縮を図るとともに、保留地販売の促進に努め、事業資金を確保しまして、一般会計の財政的負担を軽減すべく、早期完成に努力してまいりますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

介護保険新総合事業につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおりでございまして、要支援者の状況等を踏まえ、地域のつながりを維持しながら、自立意欲の向上につなげていけるような準備を進めてまいります。

また、政府や財務省、厚生労働省の審議会等でも介護保険制度について盛んに議論がなされておりますが、サービスを利用している高齢者の現状や地域の実情を十分取り入れた議論をしていただきたいと考えております。

介護保険の原点は、高齢者の自立と介護の重度化を防ぐことですので、町といたして も、その原点を踏まえ、議論の推移を見守っていきたいと考えておりますので、議員各 位にもご理解、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、中央地区区画整理事業につきましてでございますが、まず道路の整備による安全対策につきましては、区画整理事業により都市計画道路及び区画道路等の都市施設が整備され、住宅やアパート等の建築により、市街地が形成されてきております。 区画整理地内の道路の交通網が確立されてきたことにより交通量が増加しており、交差点でのさらなる交通安全対策のため、交通規制標識等の設置が必要でありますので、管轄の下妻警察と協議の上、通行の安全確保に努めてまいります。

次に、公園の整備でございますが、街区公園の現状及び街区公園の整備計画につきま しては、先ほど担当課長が答弁したとおりであります。

前回の6月議会で中山議員の一般質問でお答えしたとおり、今の段階で公園整備として公園内にどのような施設を設置するかは未計画の状態でございます。しかし、街区に居住する住民の方々が安全・安心で暮らせますよう、整地工事が済んでいる街区公園につきましては、早急かつ計画的に防犯灯を兼ねた照明灯等の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、国道125号北側に設定されている工区に対する私の考えでございますが、当該区域では29.1~クタールの市街化区域が指定されております。現在のところ区画整理事業の実施計画はございませんが、都市施設整備計画のための都市計画決定されております国道125号につきましては、道路管理者の関係機関との協議の上、整備工事につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくお

願いしたいと思います。

以上であります。

議長(大久保 武君) 再質問はありますか。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) ただいま議長より許可をいただきましたので、再質問をさせて いただきます。

初めに、介護事業所、民間の事業所が八千代町にもたくさんあります。今度の介護保険から外して要支援1、2を事業に移すということで、これまでの訪問介護や通所介護をヘルパーなどで行っておりました支援がボランティアなどに置きかえられてしまうということで、介護事業所にとっても大きな影響が出るかと思われます。経営困難に陥る事業所も出るのではないかということが言われております。

さらに、これまで訪問介護や通所介護を利用していた方、要支援1、2に匹敵する方の利用が事業に変わることによって、新総合事業によっていろいろな形に移行することになる。同程度の方、例えば介護予防が必要、入浴の介助、部分的介護、一部介護が必要、立ち上がりや歩行が困難、そういう方が要支援1、2の認定を受けてこれまで専門家による介護を受けてきました。そういう方がボランティアなどに置きかえられることによって、さらに重度化する、そういうことにもなりかねないのではないかと思います。同程度の介護が必要な方でも、これまでどおり介護が受けられるのか、場合によっては窓口のチェックリストでボランティア等のサービスに切りかえられることになるのか、ひとつお聞きします。

それと、また自己負担の件で、要介護、要支援1、2の方たちが介護新総合事業に移ることによって自己負担がふえるのか、そしてその理由で安上がりのサービスに切りかえざるを得ない、そういう方も2017年度からの実施の中で現在訪問活動などで介護を通してそういうことも調査をしているようですけれども、現在の時点で2017年度から要支援1、2に匹敵する方が切りかえざるを得ない、そういう状況になるということも調査の中ではわかっているとお聞きしましたが、どうなのか、それをお伺いいたします。

高齢者がふえるということで、高齢者が高齢者を支える自助、互助という形になるわけですが、体の弱い方をまた高齢者が支えるという、そういうことでは非常に安心して受けられないのではないかと思いますし、その介護をする高齢者側もまた厳しい状況に

置かれるのではないでしょうか。

以上、再質問をさせていただきますが、ご答弁をお願いいたします。

議長(大久保 武君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 青木喜栄君登壇)

福祉保健課長(青木喜栄君) 5番、大久保弘子議員の再質問につきましてお答えを申 し上げます。

基本的に議員、この新総合事業になりますと、介護する側がボランティア等を利用した町の事業におけるボランティアを利用した高齢者の方が中心となるというようなお考えのようでございますけれども、こちらにつきましては、今までと変わりませんので、そういう介護施設への委託とか、そういう部分の中で実施できていくことになると思われますので、基本的にサービスの低下という部分につきましては、簡易なサービスのほうはチェックリストで対応することになろうかと思いますけれども、基本的にはそのメニュー事業によりまして若干変わってくるかと思います。

また、様態について、今までと同程度の人は今後どう変わっていくのかということで ございますけれども、基本的に変化はないというふうに思ってございます。

また、自己負担のほうはふえるのかどうかということでございますけれども、こちらにつきましても負担がふえるというようなことはないと理解してございます。

以上でございます。

議長(大久保 武君) 再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

(5番 大久保弘子君登壇)

5番(大久保弘子君) ただいま許可をいただきましたので、再々質問をさせていただ きます。

先ほど担当課長からこれまでと変わりないというようなお話がありました。そこが問題だと思います。簡易なチェックリストというものが問題です。簡易なチェックリストによって、これまで要支援1、2と認定されるだろうと思われる方、それが簡易なチェックリストによって振り分けられるのではないかということです。結局ボランティアとか、サロンとか、民間のそのボランティアによる洗濯の手伝いとか、民間企業による宅配の弁当とか、そんなふうに変えられるのではないかということです。結局要支援1、2が介護保険から外されて、今度は総合事業になるわけですから、これまでと変わらな

いということはあり得ないのではないかと思います。これまで利用していた訪問介護、通所介護、この認定を受けて、専門の職員といいますか、従事者に介護を受けていたわけです。それがそのチェックリスト、窓口のチェックリストによって、今までなら要支援1、2だったと思われる人が窓口のチェックで、ああ、この人は軽いと見られるから介護は必要ないと、ボランティアでいいよと、そういうチェックをされるわけですね、窓口で。これまでは窓口で相談して、申請をして判定を受けていたわけです。ところが、今度は窓口に相談をして、窓口でチェックをして、チェックリストによって、それでこの人は認定が必要、この人は認定が必要ではない、それ以外だということをいろいろに分けられるわけです。ですから、これまでと変わらないということはあり得ないと思います。それによってサービスが低下するのではないか、今まで受けられていたサービスが受けられなくなるのではないかということを今質問したわけですけれども、もう一度答弁をお願いいたします。

議長(大久保 武君) 福祉保健課長。

(福祉保健課長 青木喜栄君登壇)

福祉保健課長(青木喜栄君) ただいまの大久保弘子議員の再々質問につきましてお答 え申し上げます。

総合事業を利用するに当たっては、チェックリスト、あくまで様態がまずそんなに悪くない。チェックリストを使って間に合うのであろうかと、そしてまた介護認定が必要な方、そちらのもちろんすみ分けはするわけでございますけれども、基本的に要支援1、2の人は全てチェックリストを用いた作業の認定を受けるわけではございません。もちろんその方が訪問介護時の福祉用具貸与等の保険給付とか、そういう部分を受ける場合には、要介護申請のほうをしていただいて、そちらのほうで認定をする作業というふうになっております。ですから、申請する方によりまして、その介護申請をするということもその方の要望として選択肢の一つで、町のほうはそちらは介護の申請のほうを受け付けると、何が何でもチェックリストで簡易なサービスのほうに回すというようなことではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(大久保 武君) 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

次に、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してある一般 質問に入らせていただきます。

それでは、通告順序に従いまして、4項目質問をさせていただきます。

まず初めに、日野自動車及び企業誘致について。この質問は、私が議員になって、最初の平成23年度の初めの質問より毎年にわたって質問をしてきた継続質問となります。 日野自動車の大規模な移転により、町民から多くの声や、さまざまな要望等にそういったことをもとにして質問をしております。なかなか見通しが立たない状況に対して、結局町民からは最近では日野自動車の下請企業は八千代には来ないのではないかと、そういった声まで聞かれる状況であります。

昨年の9月、1年前の一般質問において町長はこう答弁されております。「日野自動車 関連企業等の誘致の具体的な方針につきましては、受け皿となる工業用地の確保や、それに伴う各種の行政手続、日野自動車関連企業などの進出企業の意向状況、さらには工業用水の問題などの課題は幾つかございますが、雇用の確保、定住等の促進を図るためにも、県または県開発公社と密接に連携して今後とも積極的にトップセールスを行ってまいりたいと思います」と答弁をいただきました。それから1年がたったわけですが、現状の取り組みの状況と、このトップセールスの効果についてお伺いをいたします。

1点目として、企画財政課長にお伺いをいたします。取り組みと現状についてご説明 を願いたいと思います。

2点目として、町長にお伺いいたします。このトップセールスの効果について、どのような効果になっているのか、町長にお伺いをいたします。

2項目めに入らせていただきます。安静地区、栗山、福岡、舟戸地内における町道整備について。町道が割れてがたがたで整備をお願いしたいという区長さんを初めとする地元住民の方々の声に基づいて質問をさせていただいています。まずは、栗山地内、この舗装拡幅整備の要望につきまして、この町道整備につきましては、今月末の入札ということで、約140メートルにわたり工事が始まるということで、大変喜ばしいと思っているところであります。現段階ではまず舗装等のことだと思いますので、道路を拡幅し、車のすれ違い等もできるようにお願いをしたいと思っております。

次に、福岡地内において、舗装が剥がれている箇所が数カ所、数十メートルにわたり 剥がれている場所の補修、またガードレール等が必要と思われる箇所が数カ所あります。 この福岡地内においては今年3月に区長さんから要望は出ておりますが、まだ具体的な 工事日程は決定をされておりません。

次に、舟戸地内の畑総事業の未開通道路に関しましてですが、畑総事業の県の事業が終わり、ほんのわずか、数十メートルの部分を残して道路が開通できていないと地元住民の声があります。この畑総事業、この舟戸地内における一般質問で、今まで過去にした経過があるのですが、その後について聞いてまいりたいというふうに思います。この道路はこのままにしておくわけにはいかないというふうに思っております。また、現段階では大きな竹が倒れていたり、物が散乱していたり、車が道路とは使われないような状況で車がとめられていたりと、危険性がないとは言えない状態であります。

ここから質問に入らせていただきます。 1 点目といたしまして、栗山地内の道路工事の日程を都市建設課長にお伺いをいたします。

2点目といたしまして、福岡地内の道路整備につきまして町長に伺います。町として 整備をする考えがあるのかどうか、町長に答弁を願います。

3点目として、舟戸地内の未開通道路に対して、産業振興課長だと思いますので、どのように町として把握をしているのかお伺いをしたいと思います。

また、町長に対してもこの舟戸地内における道路の未開通に対してどのような考えを お持ちなのか答弁を願います。

続きまして、八千代町将来ビジョンについて。当町の人口は、今年8月1日現在で2万2,794名となっております。合併をせずに、単独での町政運営をする道を選びました。財政が年々厳しくなり、少子高齢化で人口減少していく中で、単独の運営であるにもかかわらず、みずから生み出す財源がなく、生産量日本一である特産品の白菜等の加工食品はブランド化も成功をしているとは現段階では言える状態ではありません。私は、国からの交付金に頼るだけの行政では、低迷をしていく一方ではないかと危機感を強めております。そんなさなか、町長の強制わいせつ罪容疑などで八千代町は大きくイメージダウンをいたしました。八千代町といえば白菜で有名な町が、セクハラ疑惑が持たれた町と町外の人からは言われるほどです。イメージをダウンをさせた町長の責任は重大であると思います。

また、前回の定例会において、町長はこうおっしゃっています。「八千代町の町政運営に全力で取り組んでまいる所存でございます」と、そういったことでした。また、町民からは町長、次の町長選挙に出るらしいよという声が聞かれます。町長が「6期目もやるからよろしく」と言われたなどとの声が聞かれますが、確かに改革や名誉を挽回する

にはある程度の月日が必要なこともあるかと思います。そのようなさまざまな観点から 町長にお伺いをいたします。

1点目として、町長に伺います。町長みずから私的なことで強制わいせつ罪で容疑を かけられたことによりイメージダウンした町をどのように挽回をしていくのか、どのよ うな考えをお持ちなのか伺います。

2点目といたしまして、町長は合併をどのように考えており、またなぜ合併をしなかったのか、さらには今後合併に対してどのように現段階で考えておられるのか、答弁を願いたいと思います。

あと、もう一点、3点目として、町長が町民に対して6期目の選挙に出馬するとの声 を聞いておりますが、町長選挙に対して出馬をするのかお伺いをいたします。

4項目めの個人情報保護条例にお伺いをいたします。この件につきましては、先ほど 大久保敏夫議員からの守秘義務違反ということで町長は問われたわけであります。私も この件に関しまして、もう数度にわたり一般質問をさせていただきました。私の観点か ら質問をさせていただきたいというふうに思っておりますが、ここにいる役場職員、す なわち公務員に当たる人たち、町長を含めここにいる人たち全て町民のさまざまな個人 情報の取り扱い管理をするわけであります。また、我々議員というものも時として町民 が知り得ない情報を非公開として取り扱ったりもしますが、その情報に関しては十分に 配慮をしなければならない立場であることは言うまでもないのは当然のことかと思いま す。

そういった観点から、この町長の認識という観点でお伺いするわけですが、先ほど大 久保敏夫議員のほうからもありましたけれども、それだけ重大な問題だと私は思います。 漏えいをさせていないと再度言い切れるのかどうか、町長に答弁を願います。

また、漏えいさせているのであれば、辞するぐらいの覚悟があるのかどうか、その点 も踏まえて答弁を願いたいというふうに思います。

以上をもちまして、とりあえず1回目の質問とさせていただきますので、答弁を聞いて必要であれば再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長(大久保 武君) 企画財政課長。

(企画財政課長 野村 勇君登壇)

企画財政課長(野村 勇君) 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

私への質問は、日野自動車及び企業誘致についてのご質問でございます。現状と取り組みということでありますが、日野自動車古河工場につきましては、2017年、平成29年のフル稼働に向けて急ピッチで施設等の整備が進められているところでございます。現在の工場の一部が稼働している状況でありまして、形状が整いつつあることで、大分活気づいているというような状態であります。古河名崎工業団地の南東部に位置する拡張部分につきましては、古河市分の拡張分約11.1~クタールは現在整備が進められておりますが、八千代町の拡張分であります8.1~クタールにつきましては、当初茨城県開発公社が開発行為を行うことで、開発許可を取得しておりましたが、平成28年4月に茨城県開発公社から日野自動車に土地の所有権が移転され、それに伴う開発許可の地位継承についても、平成28年8月23日に茨城県知事の承認がされ、開発許可の権利が日野自動車に移ったところでございます。

今後は日野自動車が八千代町の拡張部分について造成工事を行うということになりますが、詳細な工事の内容やスケジュールにつきましては、8月末現在ではまだきちんと示されておりません。

今後拡張部分の造成につきましては、外周道路も含めた中で、工事の進捗状況等の把握について、日野自動車との連携を密にしていきたいと考えております。

また、日野自動車の本格稼働に向けて、従業員の方の移動が始まっております。これは来年の7月までに3回に分けて全社員が古河工場に移転すると、このような計画でございます。古河工場移転対象者とその家族向けのPR活動につきましては、現在の取り組みとしまして、昨年、平成27年度に3回、日野市や八王子市におきまして、銀行、ハウスメーカー、県内の自治体が一堂に会して行った新生活応援フェアを通じまして、本町の保留地などの情報提供や、教育、福祉など移住をしていただくための情報提供を行ってまいりました。さらに、本町へのバスツアーを企画いたしまして、日野自動車の従業員の方への八千代町の魅力のPR活動に努めてまいりました。

本年度におきましては、地方創生の総合戦略に基づく各種施策、助成事業をPRするとともに、4月16日に八王子市に出向きまして、従業員の方への相談会、PR活動を行ってきましたが、成果としまして、八千代町へ住所を移す方も出てきていると、このような状態でございます。

また、この10月1日には、今年も本町へのバスツアーを企画をしておりまして、メロン狩りや憩遊館での食事、農産物直売や町の保留地などの案内をする予定でおります。

企業誘致や工業系の土地開発についての協議・検討につきましても、平成23年度から行っておりますが、本年度、平成28年度におきましても、茨城県や県開発公社との協議、打ち合わせを数回行っております。記録していた部分では、4月以降5カ月間で13回、延べ17カ所で打ち合わせを実施しております。内容につきましては、用地取得の可能性、許認可の方向等でございます。今後も県や県開発公社との協議・検討を重ねてまいりまして、工業系土地利用の方向性を探り、企業誘致に努めてまいりたいと思いますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。議長(大久保 武君) 都市建設課長。

(都市建設課長 生井俊一君登壇)

都市建設課長(生井俊一君) 2番、国府田議員の通告によります安静地区、栗山、福岡地内の町道道路整備についての一般質問にお答えいたします。

栗山地内の道路整備につきましては、栗山地内から尾崎地内の県道結城坂東線と接道となります一級町道14号線かと思われます。この一級町道14号線につきましては、道路拡幅工事実施予定の道路でございますので、先に道路整備計画につきましてご説明をしたいと思います。

この一級町道14号線の道路整備につきましては、平成16年2月26日付にて町長宛てに 道路拡幅改良工事の要望書が栗山行政区長、尾崎行政区長及び関係地権者の方々より提 出がされたことによりまして、道路改良工事を実施する運びとなりました。これまでの 事業経過を申し上げますと、平成16年8月に関係地権者の方々に対し道路改良工事計画 説明会を開催しまして、同年11月に道路現況を把握するため、平面路線測量を実施しま して、平成17年3月に関係地権者の方々に対し道路線形説明会を開催をいたしました。

その後、栗山地区に集中豪雨がありまして、水害が発生したことから、「畑地帯総合整備事業栗山地区」が計画立案されましたので、同事業と一体的に道路を建設すべく事業を推進いたしましたが、同事業が関係地権者の同意が得られないことから、計画中止となりましたので、道路整備事業においても休止をしておりました。

去る平成27年11月に栗山行政区長及び関係地権者の方々から道路拡幅工事における用地買収同意書を添付の上、再度要望書が提出されましたので、平成28年度から5年間の年次計画によりまして、道路拡幅工事に必要な業務委託費を事業実施計画に計上をいたしました。

向こう5年間の事業実施計画に計上いたしました業務内容につきましては、平成28年

度に道路改良拡幅工事の原案となります道路詳細設計を実施し、平成29年度に道路拡幅 用地取得に伴う工作物等調査、補償費算定業務であります用地測量設計業務を実施した いと考えております。

平成30年・31年度の2年間におきまして用地買収及び工作物の補償関係を実施した上で、平成32年度から道路改良拡幅工事につきまして着手する計画でございます。

先ほど議員のご質問にありました現道の傷んでいる部分の舗装の発注関係につきましては、通行車両・歩行者等の通行に支障を来している区間がございます。栗山観音入り口から進栄産業付近までの約140メーターの区間であると思われます。この部分につきましては、今月9月にアスファルト舗装の打ちかえ復旧工事を発注すべく準備をしているところでございます。

また、安静地区の重要な幹線道路でありますので、定期的に道路パトロールを実施しまして、その都度、舗装補修工事等により通行の安全確保に努めてまいります。

続きまして、福岡地内の道路整備についてでございますが、この道路は、町道2224号・2248号線の2路線であるかと思われます。福岡公民館から南へ町道2218号線に接道となります延長350メーター程度の路線かと思われます。この道路は、小中学生の通学路及び生活道路としまして、福岡行政区の人々には重要な道路であり、現道のアスファルト舗装の破損やひび割れ、また一部路肩が崩れ落ち、通行の安全が確保できていない状況であると、平成28年3月3日付にて福岡行政区長より道路補修工事の工事要望書が提出をされております。

各行政区からの町道の整備工事等の工事要望につきましては、現場を確認の上、通学 路及び通行の危険箇所を優先的に補修・修繕工事を実施しているところでございます。

各行政区からの町道の整備工事等の工事要望に応えられるよう予算確保に努め、補修・修繕工事を実施いたしまして、通行車両・歩行者等の交通の安全を確保したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。 議長(大久保 武君) 産業振興課長。

(産業振興課長 渡辺孝志君登壇)

産業振興課長(渡辺孝志君) 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私のほうは大きな2番の(2)の舟戸の道路開通の見通しということでございますけれども、この道路は議員さんもご承知のとおりかと思いますけれども、昭和59年度から

平成19年度まで約24年間の歳月を要しまして実施されました事業、「県営畑地帯総合整備事業安静地区」、通称で「安静畑総」の一部としまして、県道結城坂東線と安静畑総の第1号幹線道路、これは今認定道路となりまして、一般町道3664号線間、行政区でいえば大間木行政区と舟戸行政区を結ぶ安静畑総の第2幹線道路として計画されました。

未開通箇所、約60メートルぐらいかと思いますけれども、事業当初から地元協議会役員、県・町職員により幾度となく地権者との交渉を重ねてまいりましたけれども、同意を得ることができず、未整備というような状況になっているわけでございます。

今後の対応につきましては、再度関係用地や地権者等の調査を行っていくとともに、 関係部署による協議調整、さらには地元行政区、畑総維持管理組合と連携をとりながら ということになるかと思いますけれども、長年の懸案箇所ということでもありますので、 時期を見ながら慎重に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解の ほどお願いしたいと思います。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。 まず、日野自動車及び企業誘致の現状と取り組みについてでございますが、先ほど担 当課長が答弁したとおりでございます。現在、日野自動車古河工場においては、工場の フル稼働に向けて急ピッチで施設整備が進められており、さらに並行して日野自動車勤 務社員の古河工場移転を計画的に進めている段階であります。7月6日にも茨城県町村 会町村交流研修場所を八千代町主催で開催し、古河工場の見学を行ってまいりましたが、 中は準備段階の様相を呈しており、正直ごった返しているという表現そのものでありま す。日野自動車は、会社の基本理念に「地域社会との連携・貢献」を前面に出している ことから、地域の中であり特に環境問題等には敏感のようであります。日野自動車の関 係者に接触した中では、八千代町分の敷地利用などについても、できる限り情報提供し ていきたいが、現時点では説明できる準備も整っていないということであります。

これを踏まえ、日野自動車関連企業と、それ以外の企業進出においても、国、県、企業などの情報提供者と話し合いを継続的に行い、八千代町の新たな財源確保のために、第5次総合計画の指針に沿った企業誘致と同時に、若者の定住化促進等を実現したいと考えております。

次に、トップセールスの成果につきましては、私は町発展の基盤づくりを積極的に進

める所存でありますが、越えるべき壁が幾つも存在します。具体的には、土地の確保、 工業用水の確保、進出企業の選定などであります。これらをバランスよく計画的に、か つ慎重に進めないと、企業誘致には至りません。

私は、町長として日野自動車の関係者との意見調整、知事との面談、県職員との意見 調整、広域行政の中での情報収集活動を精力的に行っておりますが、交渉事であり、具 体的な成果として形になるまでは、きちんと答弁ができないことをご理解いただきたい と思います。

県や関係機関との企業誘致の話し合いの経過につきましては、さまざまな可能性を摸索している状況でありますが、具体的に、確信を持って説明できるまでは見守っていただきたいと考えております。これは、幾多の条件があり、一つ一つがかみ合わなければならないということであります。

私は、しかるべき時期に議会、そして住民の皆様に報告することをさきに答弁しております。今後とも積極的にトップセールスを行い、企業誘致活動等を展開してまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

続きまして、町道整備につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおりでございます。まず、栗山から尾崎までの一級町道14号線につきましては、二級町道11号線に接続し、安静地区の東西を結ぶ連絡道として大変重要な道路であると認識しております。同路線は、道路改良工事実施計画の路線でありますので、早急に工事に着手できるよう事業の推進に努めてまいります。

次に、福岡地内の町道2路線につきましても、福岡行政区内の通学道路、生活道として重要な道路であると認識しております。各行政区からの工事の要望につきましては、現在130件、工事費にして3億5,000万円の累計となっておりますので、予算の確保に努め、年次計画により、行政区要望工事に対応してまいりたいと考えております。

次に、舟戸道路につきましては、今後開通を目指し、地権者と地元の協力を得ながら 慎重に推進してまいりたいと考えております。議員各位のご理解、ご協力をよろしくお 願いいたします。

続きまして、八千代町の将来ビジョンについてでございますが、町のイメージダウンをどのように挽回するかということですが、私としては町長の立場であり、これまでどおりひたすら住民の要望にお応えするため、責務を果たすことを考えております。

町のイメージアップにつきましては、まさに私の考えそのものであり、昨年度に策定

しました地方創生総合戦略に基づき各種施策を通じまして、町のPR活動を強力に推進 してまいります。

特に、日野自動車及びその従業員の方に対しての優遇策などをPRするとともに、自然豊かで、安全・安心なまちである当町のよさをアピールすることにより、本町への移住、定住を進めてまいります。

さらに、商工業や観光の振興を図るため、シティプロモーション事業に力を入れ、八 千代グリーンビレッジを核とした都市農村交流事業の推進や、本年度から実施予定の観 光大使による町のPR活動などを進めて、これまで以上に町のイメージアップに努めて まいります。

次に、合併に対する考え方でございますが、市町村合併につきましては、効率的な行 財政運営を行う上で、また地方分権に伴う権限移譲などに対応するためには、有効な手 段の一つであると考えております。本町におきましては、平成の大合併における近隣市 町村との合併協議を踏まえて、結果的には単独自立のまちづくりを選択し、今日に至っ ているところでございます。

現在は、国や県におきましても、大きな合併推進の動きはないようでありますが、今後とも国や県、周辺自治体等の動向を見ながら、あくまでまちづくりの主役は住民の方であるとの観点から、合併に対する機運醸成が高まった場合、あるいは高まっていると思われる場合には、議会を初めとする町民の方々の意見等を踏まえて判断をしていきたいと考えております。

なお、地方自治体における合併という取り組みにしても、自分だけの考えでは成り立たず、相手方も同様の理解が必要であることも考慮しなければならない重要課題であると思っております。

次に、町長の6期目の町長選挙につきましてでございますが、まずは現在5期目の任期を全うすることが私に課せられた使命でございます。今後とも第5次総合計画の完遂を目指し、全力で町政に邁進したいと考えておりますので、議員各位にもご理解、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、個人情報の保護につきましては、町が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護に資することを目的に、平成17年3月

25日に条例制定がされており、平成27年9月、また平成28年3月の条例改正を経て、現在に至っているところでございます。

個人情報につきましては、町長としての認識ということでございますが、条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護を図り、もって個人の権利及び利益の侵害を未然に防止し、個人の尊厳の確保と町民の基本的人権の擁護に資するよう努めております。

また、職員には職務上知り得た情報を不当な目的に使用することのないよう周知し、 個人情報の保護に努めておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上であります。 議長(大久保 武君) 再質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) ただいま議長より再質問の許可をいただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

時間等兼ね合いも含めて、ちょっとお昼も過ぎて大分お疲れだと思いますが、それだけ聞くだけの価値がある再質問ですので、きちんと真摯に答弁を願いたいというふうに思っております。

まず、日野自動車、順を追って要望とするものと質問をするものを区分けしていきた いというふうに思います。

まず、2項目めの安静地区、栗山地内における道路工事の日程等はわかりました。スムーズに道路をきちんとすれ違いができるように拡幅工事というふうな形で進めていっていただければなというふうに思います。

また、舟戸地内における町道に関しましても、これもやはり非常に危険な、道路がもう割れて、全く割れてしまっている箇所が数十メートルにわたってあったり、また本当にちょっと事件、事故に巻き込まれると本当に大けがを負ってしまうような形になっているガードレールが必要な箇所なんかもありますので、どうしても現地確認していると思いますが、その辺を配慮していただきまして、福岡地内における道路整備についてもスムーズにお願いをしてまいりたいというふうに思います。

また、舟戸地内における畑総事業につきましては、慎重に地権者との話ですが、これ は以前にも私もこの畑総事業のことをやって質問をしてきているわけですが、なかなか 慎重にと言っても、このまま本当に放っておくわけにはいかないわけです。県の事業が終わったからといって、ではどうすればいいのだと、八千代町でどういうふうに把握しているかわかりませんけれども、私は1週間前に見に行ったときは、もう竹がぶっ倒れてしまって、普通に道路標識の通行どめですよという看板が吹っ飛んでしまって、もう何ら全然道路としてももちろん機能もしていなければ、逆に町道管理義務というのをちょっと八千代町としては管理義務、どうなっているのかというような形をちょっと疑いを持つような形はちょっといかがなものかと私はすごい思ったわけですが、そういった観点でも、これはあくまでも、かといっても要望というような形にしかとれないわけですが、いつまでも様子を見ているというような形ではなくて、きちんとある程度明確にしていただいて、どのぐらいのペースできちんと見通しが立つように進めていっていただきたいというふうな形で、これも要望をさせていただきたいというふうに思います。

質問をさせていただく点でございますが、企画財政課長に1点お伺いします。日野側 からこちらに住む人口というのは、約どのぐらいなのでしょうか。数名なのか。数十名なのか、数百名なのか、数千名なのかわかりませんけれども、約で結構ですので、教えていただけますか。よろしくお願いいたします。

町長にお伺いいたします。町長には、トップセールスの成果を見守っていただきたいと。見守ってきているのですよ、ずっともうみんな。僕23年から、23、24、25、26、27、今回28年、6年目ですよ、これ。この事業が始まったのは、僕が議員になる前からのことだと思うのですよ。だから、みんな八千代町住民は日野自動車、日野自動車、日野自動車と言うわけですよ。特に我々世代とか、働く世代の人たちというのは、なおかつやっぱり働く場が必要なわけですよ。だから、それだけ重要視されるわけです。このままトップセールスの成果を見守っているわけにはいかないというふうに思います。そういった観点で、町長の見えないトップセールスを見直す必要があるかというふうに私自身は思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、水口地内における福利厚生施設ができる予定だったその後の経過、八千代町に 1回来るのだよとなった高校が来ますよ。でも、名崎小跡に行ってしまいますよ。その 後の経過がどうなったのかというのを町長に答弁を願いたいというふうに思います。

そして、もう一点、下請企業は実際に今現在で来るのか来ないのか、来ているのか、 来るのか、来る見通しがきちんとあるのかないのか、それを明確に答弁を願いたいとい うふうに思います。 そして、3項目めの八千代町の将来ビジョンについては、町長のイメージダウンをした挽回の方法については、どのぐらいの時間をもって月日が必要というふうに考えているのかわかりませんが、合併に対する考え等もありましたけれども、私が聞いているのは、では合併をせずに単独で町政運営をしてきたメリットってどういうことか。これを伺いたいというふうに思います。

6期目の町長選挙に対しては、今現段階ではわからないというふうな形で、わからないというか、5期目を務めるのが町長の役目だというふうな町長の答弁いただきましたが、私のところには6期目の町長選挙出るらしいよ。出るよというふうな町民の声に基づいて私もきちんと責任を持って一般質問しているのです。それなりの立場がある人、立場の人がいる場所でそういった言動、発言をするから、こういう声がきちんと上がってくるわけですよ。私がどうこう言っているのではないです。だから、そういった軽率な行動が人に誤解を招くのではないでしょうか。

個人情報保護条例については、私が先ほど質問したことに対して答弁なされていませんけれども、大久保敏夫議員の先ほどあった、漏えいさせていたら自分の職を辞するだけの覚悟はあるのかどうか、再質問いたします。

再質問の答弁によって再々質問を質問させていただきたいと思いますので、よろしく お願いいたします。

議長(大久保 武君) 企画財政課長。

(企画財政課長 野村 勇君登壇)

企画財政課長(野村 勇君) 2番、国府田利明議員の再質問にお答えさせていただきます。

私への再質問につきましては、どの程度の規模の移転になるかというご質問であろうかと思います。さきに日野自動車側の窓口担当者の説明では、完成時には2,000名規模の移転になると、このように説明を受けております。

以上でございます。

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 日野自動車の八千代の8.1~クタール部分につきましては、開発公社が買って古河の日野へ売却したということでございまして、筑西幹線道路、あるいは開発公社で整備して県道でありますので、また8.1~クタールにおいては、保養施設と

いうことで、今、三和は寮をつくっております。八千代町も保養所、8.1~クタールございますので、詳しくは説明がありません。中を通りますと、筑西幹線道路、八千代の業者が仕事を請け負いまして、28年度中に完成する予定になっております。また、日野自動車の進捗状況等につきましては、先ほど2,000名ぐらい企画財政課長が来るということでございまして、八千代町でもアパートが建設中でございます。町でも人口、地方創生の中でふやしていきたいと考えておりますので、アパート建設を考えております。町でもできれば財政が許せば町営アパートぐらいは建てていきたいと考えております。

また、主体等におかれましては、小島議員さんの提言等もあります。開発公社と今打ち合わせ中でございますので、できれば皆さんの前で近いうち報告したいと考えておりますので、いろいろ関係がありますので、今すぐここでとはできませんので、勘弁をお願いしたいと思います。

また、6期目につきましては、私はまだあと2年5カ月ありますので、普通なら選挙の半年前、6カ月前にはどうですかというのが普通の常識でございますので、今すぐは、半分やったばかりでございますので、出るか出ないのかというような私としては今までどおり町政に邁進したいと考えておりますので、よろしくお願いして、また個人情報等におかれましても、私は漏えいしたら責任とってやめるとか、そういうことは考えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

議長(大久保 武君) 再々質問ありますか。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) 議長の再々質問の許可をいただきましたので、最後の再々質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど課長からの答弁があったように、ずっと大体の把握というふうな形は明確にある程度大まかにわかったわけです。町長が記憶があるかないかはわかりませんが、私は以前に町営住宅を八千代町につくったほうがよいですよというふうな質問をしたことがあるのを町長は覚えていますでしょうか。震災等があったり、さまざまな状況下で近隣市町村どこも大体県営住宅、または市営住宅、町営住宅、何かしらは大体近隣市町村あるのです。その中で町営住宅をつくったほうが、こういった企業誘致等も含めて町営住宅をつくったほうがよろしいのではないでしょうかというふうに一般質問した記憶がございます。

そういった中で、そのときは町営住宅をつくる必要性はないと、八千代町におきましてはないですよと私は言い切られた記憶というのは、議事録に残っていると思いますが、あります。結果として、先ほど町長のほうから町営住宅というふうな話も聞かれた中で、はっきりさせてください。この日野自動車及び企業誘致をしていく中で、町営住宅をつくることに関して、つくります。つくるのか、つくらないのか、そこをまず1点お伺いをしていきたいというふうに思います。

そして、個人情報保護条例につきましては、町長がそこまでないというふうな形でございますので、ないというふうな形というふうな答弁に関してはそうだということで認識をいたしました。

そして、もちろんこの八千代町の将来ビジョンという中で、今、町長はごく一般的には、ごく一般的には半年ぐらい前に言うのが当然かと思いますと先ほど述べられましたが、そのごく一般的という話のことが、町長から出るよと言ったから、私こうやって言っているわけですよ。俺が言っているのではないのです。そこは勘違いしないでいただきたいというふうに思います。私は別にあなたが6期目に出ることに対して、それがいいですよでも悪いですよというふうに言っているわけではないのですよ。出るらしいよということに対して、町民がどうなのですかということに対して言っているので、私はそれに対して質問して聞いているわけです。

トップセールスの成果もはっきり言って、私から言わせれば上がっていないのですよ、実際。大して日野自動車本社にも行っていない。ほかの近隣市町村がどんどん、どんどんとんと、どんどん、どんどん八千代町は取り残されて、先ほど質問の福利厚生施設、古河に行ってしまうということに関して、その後どうなったのですか。このことに関してもきちんと答弁してくださいよ。1回は来ますよと。みんなよかった。喜んだわけですよ。だが、それに対して逃げていってしまった。その後どうだったのですか。これは半年前に違う議員さんが一般質問しているのですよ。そこに全部議事録ありますよ、僕のやつも、先輩のやつも。その後どうなっているのだ。また、鏡ケ池ゴルフ場ですか、跡地。今これから競売物件にかけられて、どういうふうな形で進められていくのかというふうな形のことも出てきておりますが、私は真相はわかりません。ただ、町として本当にどういうふうに取り組んで考えているのか、そこをもっと真剣になってくださいよ。

ですから、その2点だけ町長が町営住宅をつくるならつくる、そして企業誘致に関し

てこの福利厚生施設のことに対して、この先はどうなっているのか、このことを再々質問をして私の一般質問を終わりたいというふうに思いますので、明確な答弁をいただきまして、質問を終わらせていただきます。

(「議長、通告されていないことも含まれているようですよ」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 国府田議員の質問に答弁します。

つくるのか、つくらないのか。また、日野自動車の厚生施設はどうなったかと、それは私は町営アパートをつくりまして、八千代町まち・ひと・しごとの総合戦略の中で、人口をふやすと、人口をふやす中で、今、アパート随分建っておりますが、人口吸収する中で町営アパートも視野に考えていると。つくるのか、つくらないのかと。視野に入れて考えていると、また日野自動車のあれは開発公社で買収して、あそこは開発公社が県の電電公社の保有地で持っていたわけでございますが、一般に貸していた土地でございまして、古河が18~クタール、忘れましたが、八千代が8.1~クタール。八千代でも随分乳牛やっていた人がただで借りていた土地でありますので、あれは初めの今の日野自動車さんの工場の範囲ではない。範囲ではなかったが、後で追加したものでありまして、八千代町の筑西幹線道路を開発する、そのとき保養施設ということでございます。今、道路、八千代ではまだ高塚建設が請け負ったようでございまして、着工しております。それにつきまして、日野へ行ってくれば何と何をつくるというのはありますが、古河のほうは寮をつくっております。100人ぐらい入る寮でございますが、そのうち八千代町もあそこに何か保養施設がと、私は信じておりますので、そういう答弁にさせていただきたいと思います。

議長(大久保 武君) 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。 以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。 これにて一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

議長(大久保 武君) 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす13日は休会にしたいと思います。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(大久保 武君) 異議なしと認めます。

よって、あす13日は休会とすることに決定しました。

議長(大久保 武君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回は、14日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時17分)